

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2005 10 OCTOBER

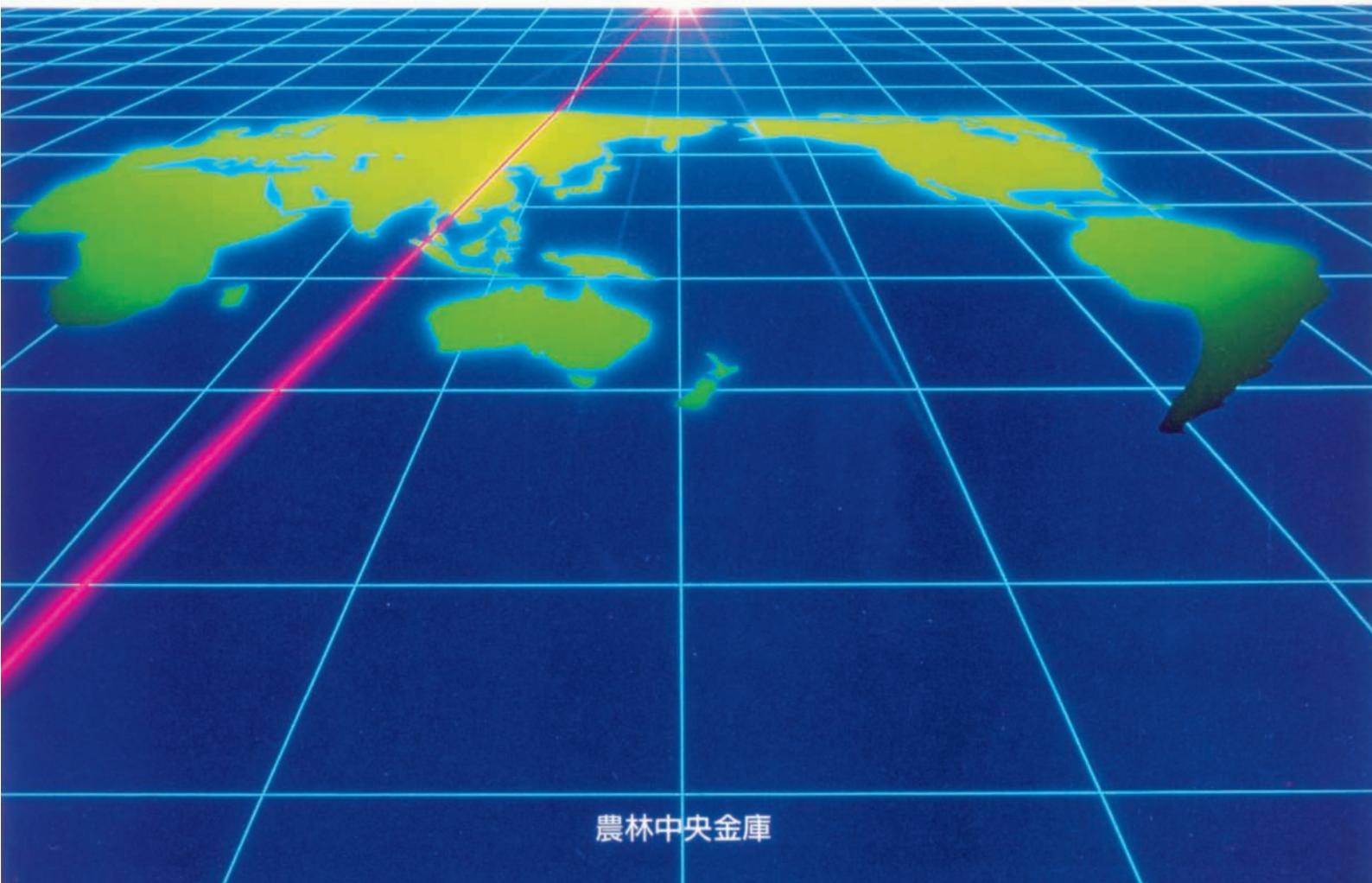
農協金融・経営の動向

2004年度の農協金融の回顧

最近の農協経営の動向

EU農業環境政策からみたわが国の課題

組合金融の動き



今月の窓

合併大規模農協のグランド・デザイン

最近、ある大規模農協を訪問し、常務、金融部長と話をする機会を得た。そのとき二人から言われたことは「合併大規模農協で成功している事例があったら教えて欲しい」ということであった。先進的な農協でこれまで新しいことに先駆的に取り組んでいる農協の経営層からこのような問い合わせがあるとは予想しなかった。

常務と部長は合併大規模農協が抱えている問題として、組織問題、事業問題、経営管理問題を挙げた。組織問題については、たとえば、事業推進にしても組合員組織を利用した推進から職員による恒常推進に変わり、また、総代会の事前説明会も効率化のために回数を減らしたりしたために、「日常、組合員の視野に農協が入らなくなっている」という。「組合員の農協離れ」が起きているのですね」と相づちを入れたら、「いや違う。「農協の組合員離れ」が起こっているのだ」と語った。大規模農協では協同組織性が薄れつつあり、経営基盤の弱体化をもたらしている可能性があるかもしれない。

事業問題については、いろいろあるが、印象的であったのは、「売る商品はある。売る相手も分かっている。売り方が分からないだけだ」という言葉であった。この言葉の真意をどう解釈するかは難しいが、ひとつの理解としては職員養成、職員の動機づけ、提案営業のノウハウなどの悩みと受け取ることが出来よう。とくに涉外担当者の養成については苦労しているという声を他の農協でも数多く聞いており、全国的に共通する課題であるようにも思われる。

経営管理問題では、都市部あり、農村部ありで立地条件、経営状況が全く異なる広域のマネジメントの難しさを語り、合併後10年間は職員待遇などの地域間の調整や不良債権処理などに心血を注いできたこと、合併後10年が経過し、やっと人事制度などで新機軸を打ち出せるようになってきたことなど、前進は見られるが、地銀規模の資金量を抱えているわりにはマネジメント体制の変革が遅れていると自らの組織を分析していた。

対照的に、都市部の非合併小規模農協のなかには組織的な結びつきも強く、事業的にも堅調なところもみられる。そこに共通している点は、マネジメント層の考えが職員に理解されていること、職場での情報の共有化が図られていること、顧客の相談に対する対応力に優れ、組合員・利用者から信頼と信用を得ていること、職員の専門性を育てるためにOJTや資格取得などの職員教育がきちんと行われていること、信用・共済・不動産・資産管理相談・農業関連事業などが連携し、バランスがとれていることなどが挙げられる。

これらのこととは、小規模だから可能で合併大規模農協では不可能だとは考えたくない。しかし、大規模化が農協の組合員離れを起こしている可能性もある。農協には組織事業体、地域事業体、総合事業体という三つの特質がある。都市化という時代の流れのなかで「農」を核とした総合事業性のバランスが崩れ、協同組織性も弱化している。合併大規模化は経営体としての強化をねらったものだが、反面、協同組織性の弱まりに拍車をかけたともいえる。我々は真摯に合併大規模化の課題と解決の方途を考え、将来に向けてのグランド・デザインを描くことが必要であろう。そして、いつの日か、前述の常務、部長と合併大規模農協の将来の夢を語り合えるようになりたいと願っている。

((株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長 鈴木利徳・すずきとしのり)

今月のテーマ

農協金融・経営の動向

今月の窓

合併大規模農協のグランド・デザイン

(株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長 鈴木利徳

2004年度の農協金融の回顧

栗栖祐子・小針美和 2

地域差が拡大する信用事業の労働生産性

最近の農協経営の動向

小野沢康晴 16

EU農業環境政策からみたわが国の課題

薦谷栄一 29

昆虫採集の先にあったもの

談話室

株式会社ニチレイ代表取締役社長 浦野光人 14



利息の一部を寄附する預金商品について

重頭ユカリ 46

統計資料 48

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

2004年度の農協金融の回顧

〔要　　旨〕

- 1 日本経済は02年初からの景気回復局面にある。生産活動の回復に伴って雇用・所得環境が徐々に改善している。株価でも高値をめざす動きがみられ、地価の下げ止まりの傾向も広がりつつある。
- 2 「金融再生プログラム」「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」のもとで、各金融機関は不良債権処理や経営の安定化に向けた取組みを進めてきた。主要行は目標である不良債権比率の半減を達成し、04年度の全銀の決算は5年ぶりに黒字に転じた。
- 3 家計部門の金融資産の動向をみると、預貯金は3割のシェアを占める郵貯が大きく減少したことから、統計作成以来初めて前年比減少に転じた。一方、個人向け国債は元本保証を重視する利用者を中心に人気が高まり、04年度中の販売額は6.8兆円に達した。また、銀行等では、投資信託、個人年金保険等の販売に注力している。リスクをとっても高い利回りを求める世帯では、これらの商品の利用も進展しているとみられる。
- 4 農協貯金の前年比伸び率は、景気回復に遅れがみられる地域で伸び率が低いものの、個人貯金の安定した増勢によりほぼ横ばいで推移している。公金貯金は市町村合併に伴う指定金融機関の指定の変更や、旧市町村の貯金の整理等により、農村部を中心に年度末にかけて大きく減少した。なお、05年4月の普通預貯金等のペイオフに向けた資金動向が注目されていたが、決済用預貯金の導入や不良債権処理の進捗により金融システムに対する不安が後退していることもあって、実際には、業態をまたがる大きな資金移動はみられなかった。
- 5 公的資金の返済、不良債権処理に目途がついた金融機関では、収益力の向上に向けて特に個人リテール分野の強化に動き出している。さらに、今年秋には郵便局でも投信の販売が開始される等、個人富裕層に対する攻めの姿勢が強まっている。農協においても、組合員の資産運用に対する意識を把握し、対応を講じることがより重要になると思われる。
- 6 家計部門への貸出金は、04年6～12月期に住宅貸付と個人向けの事業性資金の減少幅が拡大したことから、残高の前年比伸び率は1.6%から2.2%へと低下した。しかし、05年3月期には住宅貸付及び個人向けの事業性資金の前年比減少幅がともに縮小し、さらに景気回復等を受け、消費者信用も回復したことから、貸出金全体の前年比伸び率は1.5%にとどまった。
- 7 04年度の農協貸出金は、ここ数年下支えしてきた住宅関連資金の前年比伸び率が低下したことから残高が前年比減少となった。住宅関連資金のうち、賃貸住宅等建設資金については、大都市圏の減少を受け、残高が減少に転じた。都市部においては、借換を中心に他金融機関からの攻勢が強まっていると言われており、今後は他金融機関への流出をいかに防ぐのかが重要となろう。一方、自己居住用住宅資金は大都市から農村までの多くの地帯で03年度に比べて前年比伸び率が低下した。住宅金融公庫からの借換獲得競争は峠を越え、今後は民間金融機関同士の獲得競争が激しさを増すことが推測されるため、限られた住宅ローン需要を的確につかむよう、渉外活動や住宅関連業者への営業等有効な手段を組み合わせながら住民のニーズを把握することが不可欠であると言えよう。

目 次

はじめに

1 農協金融をめぐる環境

(1) 日本経済の動向

(2) 金融の動向

(3) 農家経済の動向

2 個人金融資産の動向

(1) 家計部門の金融資産

(2) 個人預貯金の動向

(3) 個人向け国債の販売状況

(4) 市場性金融商品への取組状況

3 農協貯金の動向

(1) 利用者別の動向

(2) 貯金種類別・金額帯別動向

4 個人等貸出金の動き

5 農協貸出金

おわりに

はじめに

農協貯金の前年比伸び率は2002年12月末の0.8%から04年2月末の2.2%へと緩やかに上昇し、その後安定して推移している。農協貸出金（公庫・共済・金融機関貸付を除く）は04年4月末に前年比増加に転じ6月末に0.3%となった。しかし、9月末には再び減少に転じ、05年3月末の伸び率は0.9%となっている。

本稿では、04年度の農協の資金動向及びその要因・背景について、農協金融をとりまく環境、個人金融並びに他金融機関の状況を踏まえて分析する。

1 農協金融をめぐる環境

(1) 日本経済の動向

日本経済は02年1月を谷とする景気回復局面にある。03年度は実質2.0%成長を達成し、04年度においても、年度後半は調整局面にあったものの実質1.9%成長となつた。

生産活動の回復に伴い、雇用・所得環境も改善している。失業率が改善傾向にあるほか、総務省の家計調査によれば、04年の勤労者世帯の実収入は定期収入の増加によって7年ぶりに前年比増加に転じた。

株価は04年度初めに高値をつけた後、上値の重い展開となつたが、05年度に入り再び高値をめざす動きがみられる。05年1月時点の公示地価についてみると、全国平均では91年をピークとして14年連続で下落しているが、三大都市圏を中心に下げ止まりの傾向が広がりつつある。

02年初からの景気回復局面では、企業投資が着実に成長を支えているが、デジタル家電製品や鉄鋼、化学製品等の輸出の増加がプラスに寄与しているところも大きい。一方で、国・地方の緊縮財政の影響で公共投資は大幅な減少が続いている。そのため、

産業立地状況や輸出依存度、公共事業に対する依存度の違いから、景気回復の度合いには地域差がある。

(注1) 農業経営統計調査は2004年1月に調査方法や指標の定義等の変更が行われ、新体系による調査に移行している。

(2) 金融の動向

日本銀行は、長引くデフレに対して01年3月に量的緩和政策を導入しており、04年度以降も「コアの消費者物価前年比が安定的にゼロ%以上となるまで量的緩和政策を継続する」としたコミットメントのもと同政策を堅持している。

金融庁は02年10月に、04年度までに主要行の不良債権比率を半減させて不良債権問題を正常化させるとした金融再生プログラムを公表し、主要行は同プログラムにもとづいて不良債権処理を進めてきた。一方、中小・地域金融機関に対しては中小企業の再生と地域経済の活性化を進めることで不良債権問題を解決することが適当であるとして、金融庁は03年3月に「リレーションシップバンкиングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表した。このアクションプログラムでは03、04年度が集中改善期間として位置づけられており、各金融機関は基本的な体制の整備や中小企業金融の円滑化に向けた施策に取り組んでいる。

このような金融機関による取組みに加えて、マクロ

経済情勢としても景気回復基調にあったことから、02年3月期には8.4%だった主要行の不良債権比率は05年3月末に2.9%まで低下し、目標を達成した。地域金融機関についても、地域差はあるものの全体としてみれば不良債権比率低下のトレンドに入っている。04年度の全国銀行の決算では、不良債権処理損が03年度に比べて大きく減少したこともある、当期純利益は1兆2,941億円と5年ぶりに黒字に転じた。

ペイオフについては、05年4月に本格実施された後も、いわゆる3要件（無利息、要求払い、決済サービス機能をもつ）を満たす預貯金は全額保護されることをうけて、多くの金融機関が04年度中に無利息型の普通預貯金（決済用預貯金）を導入した。金融庁の調査によれば、05年4月には、対象金融機関（617機関）のうち97.6%がこの決済用預金を導入している。

(3) 農家経済の動向

農家の所得動向は農協資金動向の重要な背景となっていることから、04年の販売農

第1表 販売農家の家計動向(販売農家1戸当たり平均)

(単位 千円、%)

	2004年 実数	前年比 伸び率	前年比伸び率				
			99	00	01	02	03
総所得	4 648 1	3 8	2 5	2 1	3 1	2 2	1 6
うち農業所得	1 479 7	12 3	8 4	5 0	4 6	1 2	8 3
農外所得	2 041 4	0 8	3 4	3 0	4 5	4 7	4 5
年金等の収入	1 121 5	0 3	3 0	1 5	0 7	2 5	0 3
可処分所得	4 072 3	4 5	3 0	1 9	3 3	2 3	1 3

資料 農林水産省「農業経営統計調査」「農業経営動向統計」

(注1) 農業経営統計調査の四半期別収支は、各四半期の概算収支であり、04年の実数は各四半期の数値の単純合計である。そのため、在庫増減額等が含まれた正式値とは数値が異なる。

2 99年から03年までの前年比伸び率は「農業経営動向統計」のデータによる。

家について、農林水産省の農業経営統計調査をもとにみることにする。

04年における全国の販売農家1戸当たり平均の収支をみると、総所得の前年比伸び率は3.8%と減少が続いている（第1表）。農外収入が前年比0.8%とわずかではあるが7年ぶりに増加に転じ、年金等の収入もほぼ横ばいで推移したのに対し、米価の価格下落等により農業所得が12.3%と大きく減少したことによる。さらに租税公課諸負担が増加したため可処分所得は4.5%の減少となった。

2 個人金融資産の動向

農協信用事業の利用者の中心は個人組合員であることから、家計部門の金融資産、個人預貯金の動向、他業態における市場性金融商品への取組状況についてみることにする。

（1）家計部門の金融資産

05年3月末における家計の金融資産合計の残高（速報値）は1,416.1兆円、現金・預金残高は776.3兆円であり、現金・預金の割合は54.8%と過半を占める（第2表）。しかし、流動性預金の増加が続く一方、定期性預金、特に郵便貯金が大きく減少したため、統計作成以来初めて現金・預金残高が前年比減少に転じた。

国債・財融債の残高は21.4兆円、割合は1.5%とまだ小さいものの、個人向け国債の販売額が増加したことにより、04年度中

第2表 2004年度における家計部門の金融資産の動向

	05年3月末 残高	(単位 兆円、%)	
		構成比	前年比 増減額
金融資産合計 (価格変化分を除く)	1,416.1 —	100.0 —	5.0 (-4.0)
現金・預金	776.3	54.8	3.7
うち民間流動性預金	203.7	14.4	10.6
民間定期性預金	310.1	21.9	2.5
郵便貯金	214.1	15.1	13.2
国債・財融債	21.4	1.5	6.8
投資信託受益証券 (価格変化分を除く)	38.0 —	2.7 —	4.1 (-3.8)
株式 (価格変化分を除く)	81.9 —	5.8 —	1.1 (-1.8)
対外証券投資 (価格変化分を除く)	7.3 —	0.5 —	0.5 (-0.5)
金融債	4.6	0.3	0.8
信託受益権	10.2	0.7	2.1
保険・年金準備金	374.7	26.5	3.1

資料 日銀『金融経済統計月報』

(注) ① 05年3月末残高は速報値。

2 内訳は表示を割愛した項目があるため、合計しても金融資産合計の残高と一致しない。

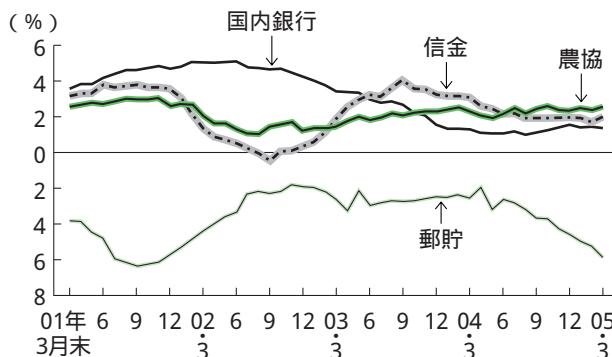
の増加額は流動性預金について大きい。また、投資信託受益証券は含み益を除いても増加している。

株式、対外証券投資は、株価、為替相場の変動による含み益を除くと減少しており、金融債や、貸付信託を中心とする信託受益権、保険準備金についても残高減少が続いている。なお、年金準備金の減少は企業年金の制度変更により資金循環統計で家計部門に計上される運用資金が減少したことによるものである。個人年金保険の契約数は引き続き増加している。

（2）個人預貯金の動向

05年3月末における郵便貯金の残高は214.1兆円で、個人預貯金残高の29.4%を占めている。郵貯の伸び率の推移をみると、

第1図 業態別個人預貯金の前年比伸び率



資料 農協残高試算表、日銀ホームページ

(注)1 国内銀行、信金は平残、農協は未残。

2 農協のデータは一般貯金(貯金・公金貯金・金融機関貯金)。

大量満期を迎えた01年度にマイナス幅が大きく拡大し、その後マイナス幅は縮小傾向にあった(第1図)。

04年度においては、再びマイナス幅が拡大している。04年度では、かつて金利がやや上昇した時期に預け入れられた定額貯金が満期を迎えたこと、年度末には05年4月の利子の端数計算方法の変更をうけて償還額が増加した。^(注2)マイナス幅の拡大は、償還額の増加に対し、低金利の長期化に伴い定額貯金の魅力がなくなっていることや商品性の面で競合する金融商品が増加していること等から新規預入額が伸びていないことによる。

民間金融機関の動向をみると、02年4月のペイオフ一部実施では、1千万円以上の大口定期を中心に定期性預貯金から流動性預貯金へのシフトや、信用力の低い金融機関から都銀等への預け替えがなされた。しかし、その後は普通預貯金等のペイオフ実施の延期や決済用預貯金の導入が決定したこと、不良債権処理等が進み金融システム

に対する不安が後退したこと等から業態間での資金移動はおさまっている。

業態別にみると、都銀等の国内銀行では02年6月以降伸び率の低下が続いたが、04年度中はほぼ横ばいで推移した。信金では、03年度下期から04年度上期にかけて定期性預金の増加幅が縮小したため伸び率がやや低下した。

農協では02年12月末以降伸び率は緩やかな上昇傾向にあった。04年3月末から6月末にかけては伸び率がやや低下する動きがみられたが、その後回復しており、04年9月末では国内銀行、信金の伸び率を上回っている。

(注2) 05年3月末まで、郵貯では利子の全額が1円未満の場合に切上げ処理をしていたが、05年4月以降は切り捨てられることとなった。

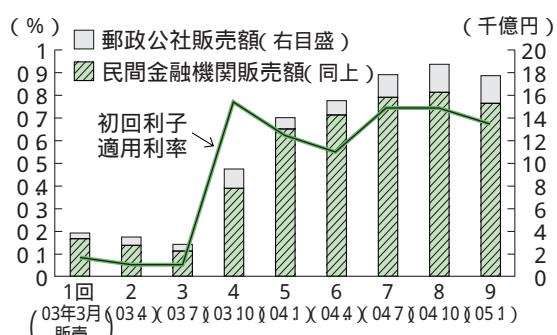
(3) 個人向け国債の販売状況

国債を中心とする日本の公的債務は公的部門、預金取扱金融機関の保有割合が大きく、個人や海外部門の保有割合が小さいことから、安定的な資金調達のために保有者構造を多様化することが喫緊の課題となっている。

個人向け国債は個人による国債保有を増加させることを目的に、より個人が購入しやすい国債として03年3月に導入された。政府による元本保証があり、購入後1年経過すれば換金可能である等、その商品性が安全性と流動性を兼ね備えたものであることからペイオフの受け皿商品としても注目^(注3)された。

販売開始当初は初回適用利率が低かった

第2図 個人向け国債販売額・初回利子適用利率の推移



資料 財務省HPから作成

こともあり、第2回債、第3回債では販売額が3,000億円を下回った（第2図）。しかし、第4回債（03年10月販売分）以降は取扱金融機関数の増加や、認知度の高まり等に加えて、長期金利の上昇によって預貯金金利より有利な利回りとなったことから販売額が増加した。04年度中の販売額（第6回債から第10回債までの累計）は6.8兆円となり、05年3月末の家計部門の国債・財融債残高の前年比伸び率も47.7%と大きく上昇している。

（注3）ただし、中途換金をする場合には、手数料として直前2回分の利子相当額を支払う必要がある。

（4）市場性金融商品への取組状況

貸出の低迷により預貸利ざやが縮小していることから、都銀、地銀等では円預金以外の金融商品の販売や証券仲介業への参入による手数料収入の獲得に注力している。04年度中の国内銀行、信金の外貨預金、投資信託、個人年金等の預かり資産残高の増加額は8兆円を超え、個人預金の増加額の6.1兆円を大きく上回った。

投資信託については、従来から残高を伸ばしてきた都銀、地銀等に加えて、信金でも預かり資産残高が大きく増加するなど、地域金融機関での取組みの広がりがみられ、公募投信の純資産残高に占める銀行等登録金融機関の割合は04年3月末の28.5%から05年3月末には35.7%に拡大している。

また、個人年金保険については、銀行等での窓販解禁が開始された02年10月から05年3月末までの総販売額が7.5兆円に達している。公的年金、企業年金に対する不安が高まっているなかで、老後のための資金を自ら運用しようとする動きによるものとみられる。種類別の内訳をみると、変額年金が57.0%、外貨建て定額年金が28.8%となっており、リスクのある商品への加入も進展している。

3 農協貯金の動向

（1）利用者別の動向

農協貯金の前年比伸び率の推移をみると、01年度下期から02年度上期にかけては伸び率が低下したが、02年12月末の0.8%から緩やかに上昇した。その後は安定して推移しており、05年3月末には2.2%となっている（第3表）。こうした貯金の動きを個人を中心とした一般貯金（貯金全体から公金貯金、金融機関貯金を差し引いたもの）と公金貯金とに分けてみることにする。

一般貯金の前年比増減額をみると、ペイオフ一部実施の影響等から02年度前半は増

第3表 農協主要勘定の動向

(単位 億円、%)

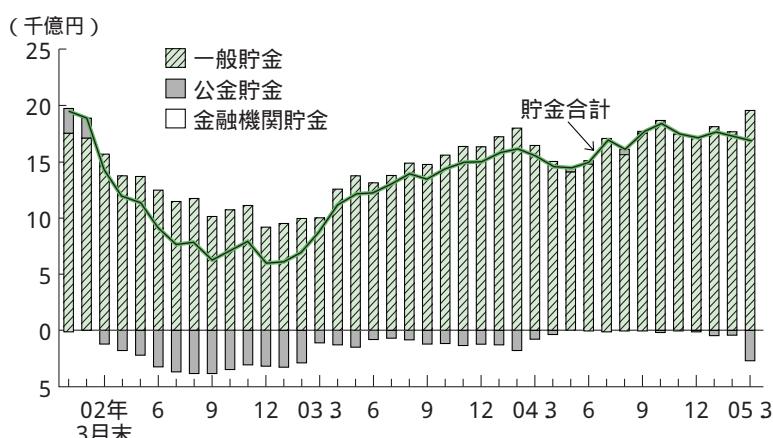
	残高	前年比伸び率					
		2005年3月末	00 3	01 3	02 3	03 3	04 3
貯金	776 686	18	26	20	12	21	22
当座性定期性	231 880 544 806	49 10	51 19	168 24	74 10	56 07	63 06
貸出金	207 804	03	04	12	10	01	09
短期長期	21 990 187 787	56 13	59 06	95 01	40 06	89 11	79 00
預け金	534 721	27	48	27	34	24	29
有価証券	42 173	50	99	62	118	128	43

資料 農協残高試算表

(注)1 貸出金は公庫貸付、共済貸付、金融機関貸付を除く。

2 短期貸出金、長期貸出金からは(注1)のうちの公庫貸付金のみが除かれていることから合計額が貸出金と一致しない。

第3図 利用者別にみた農協貯金の前年比増減額



資料 第3表と同じ

加幅が縮小していたが、02年12月末以降04年2月末まで増加幅は拡大傾向にあった(第3図)。拡大要因について明確にすることは難しいが、ペイオフの本格実施の延期により新規預入資金の分散化の動きが収まつたこと、多くの農協がキャンペーン等の貯金獲得への積極的な取組みを行ったこと等が影響しているとみられる。04年度においては、04年6月末までやや増加幅が縮小したが、その後回復している。

地域別にみると、05年3月末では山陰以

外の地域で農協一般貯金の伸び率が国内銀行の個人預金の伸び率を上回っており、南関東、東海、北九州では3%を超えており(第4表)。ただし、地域経済の回復に遅れがみられる地域では、他の地域に比べて伸び率が低く、04年3月末と比べても低下傾向にある。伸び率の低下幅が大きい北海道、東北では、03年度に流入した冷害時の農業共済金の影響が剥落したこと、04年産米の価格下落も影響している。

公金貯金は地方公共団体がペイオフ対策として金融機関への債務に合わせて預金量の調整を行ったこと等から02年3月末以降前年比減少に転じ、その後も税収

の落ち込み等から減少が続いている。04年に入ってからは、一部の地域で比較的規模の大きい公金貯金が流入したこともあり、下げ止まりの傾向がみられた。しかし、04年12月末には再び前年比減少に転じ、その後も減少幅は拡大している。

減少要因としては、財政状況が苦しく基金を取り崩さざるを得ない地方自治体が少なくないことに加えて、市町村合併があげられる。管内市町村の合併により、指定金融機関の指定取消、旧市町村の貯金等の整

第4表 地域別にみた農協一般貯金の動向

	残高	前年比 増減額	前年比 増加 寄与率	前年比伸び率			国内銀行個人預金		
				(単位 億円, %)			(単位 %)		
				2005年 3月末	05 3	05 3	03 3	04 3	05 3
全国計	753 262	18 741	100.0		1.4	2.3	2.6		
北海道	26,174	681	3.6		1.7	3.4	2.7		
東 北	47,189	361	1.9		0.9	2.5	0.8		
北関東	40,116	857	4.6		2.5	2.1	2.2		
南関東	130,790	4,417	23.6		1.4	3.2	3.5		
東 山	30,803	509	2.7		0.5	0.6	1.7		
北 陸	49,156	1,281	6.8		0.5	1.1	2.7		
東 海	138,958	4,112	21.9		2.3	2.7	3.0		
近 畿	117,658	3,030	16.2		1.7	2.4	2.6		
山 陰	12,345	102	0.5		0.8	1.1	0.8		
山 陽	48,028	999	5.3		0.6	1.3	2.1		
四 国	43,543	443	2.4		1.1	1.5	1.0		
北九州	46,798	1,442	7.7		1.0	2.2	3.2		
南九州・沖縄	34,741	720	3.8		0.4	1.5	2.4		

資料 農協残高試算表、日銀『金融経済統計月報』

(注) ■色網掛けは全国計の伸び率を上回る地域。

理があった農協では公金貯金が減少し、一部の農協では貯金全体の伸び率を大きく押し下げた。

なお、02年にはペイオフを契機として公金貯金の大きな減少がみられたが、今回は前回ほど大きく減少する動きはみられなかった。債務に合わせた公金預貯金の圧縮に目途がついたこと、自治体が公金預貯金の複数の金融機関への分散や金融機関の選別を行ったことの結果として、公金預入の増加した農協もみられた。

(2) 貯金種類別・金額帯別動向

貯金種類別の動向をみると、02年4月の定期性預貯金のペイオフによって定期性貯金から流動性貯金へのシフトが生じて以

降、流動性貯金の増勢が続いている。貯金全体の増加額に占める流動性貯金の割合は05年3月末に80.9%となっており、01年3月末の43.1%に比べて大きく上昇している。

定期貯金の預入期間、金額帯別の動向をみると、貯金残高の47.0%（05年3月末）を占める1年以上2年未満定期の伸び率は04年度前半にやや低下したが、その後はほぼ横ばいで推移している。金額帯別には、1千万円以上の大口定期では01年12月末以来前年比減少が続いていたが、04年6月末から9月末にかけて下げ止まった。その後は再び前年比減少に転じ、年度末に減少幅が拡大している。公金貯金の多くが大口定期として預けられていることから、公金貯

金の動向が大口定期の増減に影響しているものと考えられる。

4 個人等貸出金の動き 家計部門への貸出金動向

日銀の資金循環勘定によると、04年度の家計部門への貸出金は、6～12月期に貸出金残高の半分以上を占める「住宅貸付合計」と個人向けの事業性資金が含まれる「企業・政府等向け」のマイナス幅が拡大したことから、貸出金の前年比伸び率は1.6%（6月）から2.2%（12月）へと低下した（第5表）。しかし、05年3月に「住宅貸付合計」と「企業・政府等向け」のマイナス幅がともに縮小し、さらに「消費者信用」のマイナス幅も縮小したことから、貸出金の伸び率は1.5%（速報値）と04年12月期より減少幅が縮小した。

「住宅貸付」については、01年度以降、住宅金融公庫の業務縮小と民間金融機関の個

人融資への注力を背景に民間金融機関の伸び率が上昇し、公的金融機関は低下する傾向が続いてきた。しかし、03年末ごろには新設住宅着工戸数がほぼ横ばいで推移するなか、借換需要が一巡したことなどから、これまでとは反対に民間金融機関の伸び率が低下し、公的金融機関では減少幅が縮小し始めた。そして、04年9月以降は民間金融機関、公的金融機関ともに「住宅貸付」の伸び率はほぼ横ばいで推移している。また、民間金融機関のなかでも国内銀行については、「住宅貸付」の伸び率が03年12月以降低下していたものの、05年3月には上昇に転じる等、05年に入って「住宅貸付」が上向いている。

「消費者信用」については、長期不況の影響等により02年度以降残高の減少幅が拡大していたが、04年6月3.7%を底に減少幅が縮小し始め、05年3月には伸び率が0.2%にまで大きく回復した。このように04年度に「消費者信用」の前年比減少幅

第5表 家計部門への貸出金の動向

（単位 億円、%）

	残高		前年比 増減額	前年比伸び率							
				01年度	02	03	04				
	2005年 3月末(P)	構成比	05 3(P)	02 3	03 3	04 3	04 6	04 9	04 12	05 3(P)	
貸出金	3 249 980	100.0	50 573	2.0	2.6	1.7	1.6	2.1	2.2	1.5	
民間金融機関貸出	2 494 831	76.8	13 014	1.5	0.5	0.9	0.9	0.1	0.3	0.5	
住宅貸付(a)	1 295 971	39.9	50 135	3.9	5.6	6.8	6.0	3.8	3.9	4.0	
消費者信用	369 265	11.4	892	3.6	2.5	3.4	3.7	1.9	2.1	0.2	
企業・政府等向け	829 595	25.5	36 229	8.7	6.6	4.8	3.8	4.8	5.3	4.2	
公的金融機関貸出金	666 098	20.5	63 194	3.3	8.2	9.7	9.3	8.5	8.4	8.7	
うち住宅貸付(b)	524 937	16.2	59 183	4.9	9.7	11.7	11.3	10.4	10.2	10.1	
住宅貸付合計(a+b)	1 820 908	56.0	9 048	0.2	0.5	0.1	0.1	1.0	0.8	0.5	

資料 日銀『金融経済統計月報』
(注) 05年3月末残高は速報値(P)。

が大きく縮小した背景には、「三菱東京フィナンシャルグループ（以下「FG」）とアコムの資本・業務提携」（04年3月発表）、「三井住友FGとプロミスの資本・業務提携」（04年6月発表）、「みずほFGとオリエンタルコーポレーション、クレディセゾンとの業務提携」（04年7,8月）等、大手行による消費者信用分野への積極化や、05年1～3月には景気回復を受け、個人消費が活発になったことなどがあげられよう。

5 農協貸出金

04年度の農協貸出金（公庫・共済・金融機関貸付を除く）は、農協残高試算表によると4～8月まで前年比伸び率が0.1～0.3%と残高が増加していたものの、9月には0.1%と前年比減少に転じ、05年6月には1.0%と減少幅が拡大している。

貸出金の用途別の動向を「農協信用事業動向調査」（以下「動向調査」）をもとにみると、貸出金残高のうち賃貸住宅等建設資

金及び自己居住用住宅資金が占める割合は年々高まっており、05年3月には両者を合わせると5割以上となった（第6表）。

賃貸住宅等建設資金については、賃貸住宅需要の減少により02年3月以降伸び率は低下しているものの、自己居住用住宅資金、県市町村・公社公団貸付とともに、貸出金全体を下支えしてきた。しかし、05年3月には、前年比伸び率が0.1%と前年比減少に転じた。ただ、地帯別にみると残高が減少したのは残高の半分以上を占める三大都市圏等の「特定市」^(注4)のみで、それ以外の地帯では伸び率は低いものの前年比増加となった。

04年6月に実施した「動向調査」では、「特定市」は賃貸住宅資金に「積極的に対応している」と回答した組合の割合が他の地帯に比べて高かった。にもかかわらず、05年3月に「特定市」で賃貸住宅等建設資金が減少した背景には、一部の金融機関による賃貸住宅資金への積極化が影響していると考えられる。例えば、大手行等では賃

第6表 農協貸出金の用途別残高の伸び率推移

（単位 億円、%）

	残高			前年比 増減額	前年比 増加 寄与度	前年比伸び率							
	2004年 3月末	05 3	構成比										
						05 3	00 3	01 3	02 3	03 3	04 3	05 3	
貸出金合計	110 256	109 080	100.0	1 176	11	0.4	0.4	0.4	0.7	0.6	0.6	1.1	
賃貸住宅等建設資金	32 798	32 756	30.0	42	0.0	4.5	1.3	5.3	3.7	3.2	0.1		
自己居住用住宅資金	23 142	24 831	22.8	1 689	15	6.0	7.3	2.1	2.3	8.5	7.3		
生活資金	15 435	14 497	13.3	938	0.9	3.3	3.7	5.7	0.3	1.6	6.1		
農外事業資金	14 935	13 634	12.5	1 301	1.2	3.0	1.8	1.9	8.1	6.1	8.7		
県市町村・公社公団	12 089	12 302	11.3	213	0.2	2.8	4.8	1.8	6.1	2.0	1.8		
農業資金	9 730	7 547	6.9	2 183	2.0	2.9	2.8	5.2	9.9	6.9	4.8		

資料 農中総研「農協信用事業動向調査」

(注)1 前年比伸び率は各年度第1回調査結果による。回答組合数は、00年357組合、01年354組合、02年322組合、03年310組合、04年319組合、05年318組合。

2 貸出金合計にはその他の科目も含む。

賃住宅ローンを富裕層取引の一手段として前向きに取り組む動きもみられ^(注5)、条件のよい地域や物件を対象に他金融機関による攻勢が強まっている。また神奈川、埼玉、静岡、島根の農協でのヒアリングでも、近年、賃貸住宅を経営している組合員に地元の有力地銀等が積極的にアプローチしているといった声も聞かれた。このようなことから、農協からの賃貸住宅資金の借入者が他金融機関で借換を行ったり、また新規貸出についてもこれまでならば農協で借り入れた組合員が他金融機関に流れているケースも増えている可能性があるといえよう。

自己居住用住宅資金については、02年3月以降前年比伸び率が上昇し、04年3月には8.5%と高い伸び率となった。しかし、05年3月には7.3%と04年3月に比べて1.2ポイント低下した。地帯別にみても、大都市圏から農村部まで多くの地帯で前年比伸び率が03年度をピークに低下している。ただ、05年3月の伸び率を他業態と比較すると、国内銀行が5.0%，信金が0.6%であるのに対し、農協では7.3%と比較的高い。これは、長期固定金利型住宅ローン「JAあんしん計画」が04年度も前年度に続き好調な販売となったことや住宅関連業者への営業やローン相談会の拡充など多くの農協で自己居住用住宅資金の推進を積極的に行なったことが効奏したと推測される。

生活資金については、ここ数年残高の減少が続いている。農家経済が縮小傾向にあることから家計費を抑えるため借入を控えていることが影響していると推測される。

さらに、カードローンやフリーローン等については大手行や地域金融機関が、近年、個人向け貸出の一環として積極的に展開しており、これら他業態による取組みも農協の残高減少に影響していると考えられる。

また、農業資金については災害復旧資金の需要により貸出残高が増加した農協も一部みられたが、全体としては農業を取り巻く環境が厳しいことから資金需要は低迷しており、残高の減少が続いている。

県市町村・公社公団貸付については、地公体の財政悪化や地方債の証券から証書へのシフトなど地公体の借入需要の増大、また農協としても比較的安定した貸出として積極的に対応する場合も少なくないこと等から、03年3月以降残高が増加している。

(注4) 農協信用事業動向調査では、農協の所在地に応じて「特定市」「中核都市」「都市的農村」「農村」「過疎地域」に区分している。「特定市」は「特定市街化区域農地」を有する市。

(注5) 古江晋也(2005)「賃貸住宅ローンの現状と課題」『農林金融』3月号23頁。

(注6) 丹羽由夏(2005)「地域金融機関と地方公団団体」『農林金融』9月号22頁。

おわりに

04年度では、景気が回復基調にあり、金融システムの健全化も進展しているなかで、農協貯金伸び率も堅調に推移した。

個人の金融行動をみると、市場性金融商品の利用が進展しており、農協利用者による購入も増加しているとみられる。今後はいわゆる「団塊の世代」の退職時期を迎えて、さらにニーズが高まっていくであろ

う。

他方で、公的資金の返済や不良債権処理に目途がついた金融機関は収益力、経営力の強化に向けて動き出している。なかでも個人リテールは収益向上のための重要な分野として位置づけられており、リテールに特化した店舗の配置、人員体制の整備等を進める金融機関も増加している。さらに、今年秋には郵便局でも投信の販売が開始される等、資金運用をめぐる他業態の取組みがますます本格化していくと予想される。このように個人、特に富裕層に対する攻めの姿勢が強まっており、農協においても組合員の資産運用に対する意識を把握し、適切な運用方法を提案していくことが今まで以上に重要になると思われる。

農協貸出金については、ここ数年、生活資金、農業資金、農外事業資金が低迷するなか、賃貸住宅資金や自己居住用住宅資金等の住宅関連資金が主に下支えしてきた。しかし、04年度には住宅関連資金以外の残高が引き続き減少するなか、賃貸住宅等建設資金が前年比減少となり、自己居住用住宅資金の伸び率も03年度をピークに低下した。その結果、農協貸出金の伸び率は 1.1% と前年比減少になるなど、厳しい状況とな

っている。

今後も農協貸出金を取り巻く環境は厳しいと考えられるが、例えば、賃貸住宅資金では、既存の貸出分について他金融機関の借換アプローチの動向把握や競合状況を考慮した貸出条件の見直し、あるいは対象物件についてのメンテナンスに関する助言や提案などの借入後のサポートを進め、他行への流出を防ぐ必要があると考えられる。また、自己居住用住宅資金については、新規貸出を巡る民間金融機関同士の獲得競争が激しさを増しているなか、限られた住宅ローン需要を逃さないよう、渉外活動や店頭PR、広告、さらに住宅関連業者との連携等様々な手段を有機的につなげ、地域住民のニーズを把握することが必要であると考えられる。

このように住宅関連資金を中心に借入者へのきめ細かな対応により、農協貸出金の減少を食い止めることが重要となっている。

< 4,5 節、おわりに >

(副主任研究員 栗栖祐子・くりすゆうこ)

<はじめに、1~3 節、おわりに >

(研究員 小針美和・こばりみわ)



談

話

室

昆虫採集の先にあったもの

男子にとって、夏休みの宿題の定番が昆虫採集だったのはいつ頃までだったのだろうか。少なくとも私の少年時代は間違いなくそうであった。そして「虫好き」と言われる少年がクラスの中に結構いて、珍種の収集や標本作りの美しさを競ったものである。私もそんな少年の一人であった。チョウ、ガ、トンボ、セミ、バッタ、クワガタ…、「虫好き」にはそれぞれに得意な虫がいた。私の場合はチョウとトンボであった。

小学校の三年生の夏、両親の実家があった愛知県三河地方の谷川ではじめてオニヤンマを捕まえた瞬間を今でも鮮明に思い出す。とにかく大きなトンボで、黒い胴体に黄色の縞模様、眩いばかりのエメラルドグリーンの複眼、飛ぶ速度が非常に速く、飛行高度もかなり高い、要するに子供の手に余るトンボの王様であった。そんなオニヤンマも山地の小川に産卵するために同じところを何度も往復する習性がある。その時は飛行速度も少しは落ちる。その通り道を確かめ、ひたすら機会を窺う。狙いを定めるのだが、幾度も空を切った捕虫網、もうだめかと思いつつ仕切り直し、なおも挑戦する。そしてついに…。何回も何回も網の中を確認し、胸はどうしどき、顔の紅潮が分かる。

こうして好奇心の虜になった私は、昆虫図鑑を見て憧れていたチョウやトンボを求めて採集の地理的範囲をどんどん拡げていった。当時名古屋市に住んでいたが、採集地は三重県の藤原岳、岐阜県の根尾谷、長野県の開田高原や入笠山、滋賀県の伊吹山等に拡大、いつの間にか国土地理院発行の5万分の1の地形図は手放せないものとなり、地形図をしっかり読図する能力が身に付いていた。その後私は昆虫採集以上に採集地で観察した自然と人間の営みとの関係に興味を持つようになり、大学では地理学を専攻する事となる。

地形の起伏や水資源、気候や植生の相違は人間の居住や生産活動にさまざまな影響を与える。たとえば急流性の河川が山地から平地へ流れ出す場合、運搬してきた土砂や礫を谷口に堆積して出来た扇型の地形である扇状地、集落は水が得易い扇端部に発達し、水田等の土地利用が進む。そして水の得難い扇央部

は果樹園や桑畠などに利用される。あるいは洪水の際、川の水が両側に溢れ、そこに土砂が堆積されて生じた微高地が自然堤防であるが、集落はこの自然堤防上に立地し、洪水を避けることとなる。このように人間は自然に働きかけ、その助けを得ることは出来ても自然を征服することは出来ない。「生物圏の進化は固体地球の変動や外宇宙からの影響と不可分であることが理解され、さらには生命進化史の筋書きは、予想できない偶然性の積み重ねの産物であるといった認識が決定的となった。^(注)」現在、地球に優しくではなく、人間が地球から優しくしてもらうためにはどうしたらよいのかを真剣に考えることが必要である。自然と如何に折り合いをつけるか、その歴史と今後の知恵を地理学は教えてくれる。

大袈裟に言えば、私にとって昆虫採集は自然への畏怖を覚えさせてくれ、進路の道筋もつけてくれた。Study nature, not books! という格言は大変重要であるが、今の子供たちが実行することは難しい。かつては大都市のなかでも原っぱにはチョウやバッタが一杯いたし、お寺や神社の境内ではセミがうるさいまでの鳴き声をあげていた。ましてちょっとした田舎で農業と密接に結びついた里山があるような地域では虫だらけといつても過言ではなかった。今、こうした風景は消えつつあり、虫の姿も簡単には見つからない。農薬や街灯や高速道路が虫減少の原因といわれたりするが、最大の原因是土地利用の変化であろう。林や原っぱや里山が、そして小川や池が無くなれば、虫たちは姿を消してしまう。今、さまざまなNPOが里山の保存や復活に尽力していると聞く。あるいは自然と調和することを目指している農業者も少なくない。そうすれば子供たちが思い切り昆虫採集に興じることが出来る場所が再び確保されるかもしれない。自然に親しむことが、子供たちにとってさまざまな夢あふれる進路を選択する一助になることを願わずにはいられない。

(注) 丸山茂徳・磯崎行雄著『生命と地球の歴史』

(株式会社ニチレイ代表取締役社長 浦野光人・うらのみつど)

最近の農協経営の動向

地域差が拡大する信用事業の労働生産性

〔要　　旨〕

- 1 農協の事業量は、住宅ローンの増加を反映した組合員向け長期貸出金残高が03年度に増加に転じたものの、それ以外の主要事業に関しては、貯金量を除いて減少を続けている。農協の事業総利益も減少基調であり、02年度は一時的に事業総利益の増加を伴う事業利益の増益であったが、03年度に事業利益が増益を続けたのは、人件費を中心とした事業管理費の抑制による。
- 2 事業総利益の減少要因としては購買事業総利益と信用事業総利益の減少が大きい。購買事業の事業総利益の減少は、経済連・全農県本部への事業譲渡等による要因も含まれるが、それも含めて事業量が大幅に減少していることによる。事業量減少による購買事業総利益の減少に対しては、購買店舗の統廃合等も含めた購買事業職員の削減が相当程度行われてきており、購買事業職員の労働生産性の低下は全体的に小幅なものにとどまっている。
- 3 信用事業総利益の減少については、地域別の差がみられる。信用事業総利益の動向には、資金収支と不良債権処理費用の増減の影響が大きい。資金収支はすべての地域で悪化しているが、東北、北陸、中国・四国、九州・沖縄といった地域で悪化率が高い。また悪化の内容に関しては、北海道、東北では貸出金からの収支悪化が主であり、近畿、東海では有価証券利息配当金からの収支悪化が大きい。不良債権処理費用に関しては、全体としては減少に転じたが、東北、北陸といった地域で依然高水準が続いているとみられる。
- 4 資金収支の悪化や不良債権処理の本格化以降、信用事業総利益の減少率には地域によって大きな差があるが、信用事業の事業量自体が増加しているといった事情もあり、信用事業総利益の減少に応じた信用事業職員の減少にはなっておらず、信用事業職員の労働生産性の地域別格差が広がりつつある。信用事業職員の労働生産性格差の拡大には、地域ごとの事業基盤の違いが反映している面もあるとみられ、信用事業の労働生産性の低下している地域において、それを改善させていくためには、地域ごとのよりきめ細かな実情把握や対応策が必要と考えられる。

目 次

- はじめに
- 1 主要事業量の動向
- 2 収支の概要とコスト削減の動向
 - (1) 収支の概要
 - (2) コスト削減の動向
- 3 購買事業総利益と購買事業労働生産性

- 4 信用事業総利益と信用事業労働生産性
 - (1) 信用事業総利益推移の内訳
 - (2) 資金収支悪化に関する地域別内容の相違
 - (3) 信用事業その他経常収支赤字の動向に関する地域別相違
 - (4) 信用事業総利益減少への雇用面の対応
- まとめ

はじめに

本稿では、農林水産省「総合農協統計表」およびJA全中平成16事業年度（以下、単に「年度」）「総合JA経営速報調査報告」の結果を主たる資料として、最近の農協経営の動向について、地域別にみられる差異にも着目しつつ概観する。「総合農協統計表」は総合農協（=信用事業を営む農協）をほぼ網羅した調査であり、平成16（2004）年度の「総合JA経営速報調査報告」は全国の総合農協の94.2%からの集計値である。

1 主要事業量の動向

近年の農協の主要な事業量は、貯金を除いておむね減少基調が続いている（第1表）。

貯金に関しては、02年4月からの定期性預貯金に対するペイオフ導入で01年度後半ごろから要求払貯金へ

のシフトが生じ、02年度は要求払貯金が10.0%増加する一方で、定期性貯金は1.7%の減少となった。03年度にはその影響は薄らいできたものの、要求払貯金が5.8%増だったのに対し、定期性貯金は0.6%増にとどまり、04年度も依然として要求払貯金6.2%増、定期性貯金0.6%増と伸び率格差が大きい（以下04年度の数字は「総合JA経営速報調査報告」に基づくものであり、厳密に

第1表 農協の事業量の推移

（単位 億円、%）

	実額	前年比増減率				
		2003年度	01	02	03	04
貯金残高(年度末残)	763 030	2.1	1.3	2.1	2.2	
要求払 定期性	220 776 542 254	14.1 1.5	10.0 1.7	5.8 0.6	6.2 0.6	
貸出金残高(年度末残)	213 802	1.4	0.9	0.3	0.7	
組合員向け	172 547	1.0	1.3	0.6	—	
短期	15 939	7.0	7.5	9.8	—	
長期	156 608	0.2	0.5	1.8	—	
その他	41 255	2.8	0.6	3.9	—	
長期共済期末保有契約高 長期共済新契約高	3 757 455 301 555	0.6 5.8	1.2 0.8	1.9 0.2	2.1 —	
購買事業供給・取扱高	36 297	4.1	4.9	4.5	2.7	
生産資材 生活物資	24,128 12,169	3.4 5.4	4.3 6.0	3.1 7.1	1.1 4.9	
販売事業販売・取扱高	46 916	4.8	0.5	0.9	1.3	

資料 03年度までは農林水産省『総合農協統計表』、04年度はJA全中『総合JA経営速報調査報告書』

は「総合農協統計表」との連続性が無いことに留意する必要がある)。

貸出金については、03年度は全体で前年比減少率が 0.3% となっているものの、統一住宅ローン商品「JAあんしん計画」の03年5月の販売開始と農協でのローン増加に対する取組強化により、組合員向けの長期貸出が前年比1.8%増と比較的大幅に増加したのが03年度の特徴といえよう。その一方で、組合員向けの短期貸出は正組合員の減少等を反映して大幅な減少が続いている。04年度の貸出金は 0.7%と減少傾向は続いている。

次いで共済事業に関しては、03年度は長期共済期末保有契約高、長期共済新契約高とともに、前年比減少となった。建物更正共済は新契約高、期末保有契約高とともに、前年を上回ったが、農家の高齢化もあり、生命総合共済の新契約高、期末保有契約高が減少した。04年度の長期共済保有契約高は、減少率が更に拡大して 2.1% となった。

購買品の供給・取扱高は近年大幅な減少が続いているが、03年度も前年比 4.5% の3兆6,297億円となった。

生産資材の供給・取扱高は、03年度に前年比 3.1% の2兆4,128億円となったが、農林水産省「農業物価統計」によれば、農業生産資材総合価格指数は03年には0.7%とわずかながら上昇しているため、生産資材の供給・取扱高の減少は、数量面での減少である。背景には農業生産活動の低下や、ホームセンター等競合店との競争激化がある。農林水産省「農林水産業生産指数」

によれば、03年の農業総合生産指数は前年比 5.0% の減少となっている。また04年度の生産資材供給・取扱高は、 1.1%と減少幅が縮小している。

生活物資の供給・取扱高は生産資材以上に減少幅が大きく、03年度は前年比 7.1% の1兆2,169億円となった。この背景には、A コープ店の経済連・全農県本部への譲渡や協同会社化、不採算店舗の閉鎖等による購買店舗数の減少があろう。購買店舗数は03年には前年比 7.9% の3,844店舗となった。店舗当たりの供給・取扱高は03年度には前年比3.7%の増加となっている。なお04年度の生活物資の供給・取扱高は 4.9%と減少幅が縮小している。

03年12月に出された全中の「経済事業改革指針」においても、事業目標の1つとして「拠点型事業(物流、農機、SS、A コープ)の収支改善と競争力の強化」があげられており、今後とも不採算店の閉鎖や事業譲渡による効率的運営の追求は続くものと考えられる。

次いで販売事業に関しては、02年度の前年比0.5%増に続き、03年度も 0.9%と小幅マイナスにとどまったが、これについては特殊要因を考慮する必要がある。

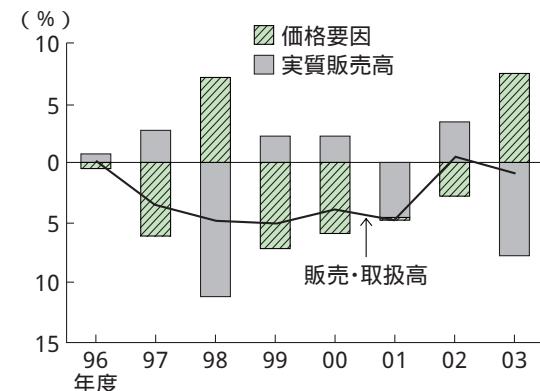
第一に、01年9月に日本で初のBSE感染牛が発見されたことで、01年度の販売品販売額が肉用牛中心に大幅に減少した反動が02年度の増加となっていることである。

第二に、03年度に関しては冷夏による米の不作で、米価格が前年比18.0%上昇と米収量の減少(779万2千トン、前年比 12.3%)

を上回り、販売・取扱高の25%を占める米の販売・取扱高が3.1%の増加となったことがある。販売・取扱高を農産物価格指数によって実質化し、数量要因の変化と価格要因の変化に分解すれば、03年度に関しては、価格上昇と数量の減少が顕著である（第1図）。

農産物直売や市場外流通等の販売手法の多様化や、より消費者ニーズにあった販売に向けた農協の取組みが、農協の販売・取扱高にプラスの効果を与えることも期待されるが、中長期的な農業生産の低下、輸入農産物の増加といった傾向もあり、農協の販売事業の先行きも、楽観はできないものがあろう。04年度は、米価格の反動下落もあり、販売・取扱高は1.3%と減少幅が拡大している。

第1図 農協の販売・取扱高増減率と実質販売高、価格変化の関係



資料 農林水産省「農業物価統計」『総合農協統計表』
(注)1 前年比増減率。

2 実質販売高は農協の販売品販売・取扱高を「農業物価統計」の農産物総合価格指数で実質化したもの。

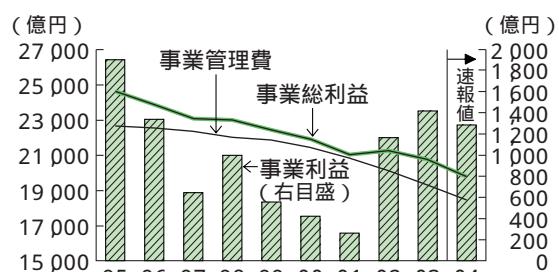
2 収支の概要とコスト削減の動向

(1) 収支の概要

最近の農協の経営収支については、事業利益が02年度、03年度と2年連続の増益となったことが特徴としてあげられる（第2図）。

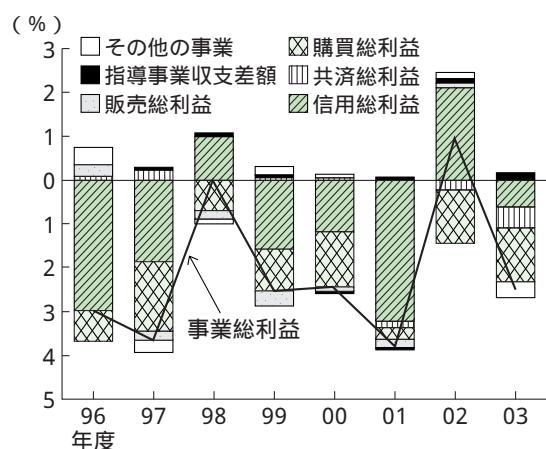
02年度の農協の収支は、事業総利益が4年ぶりに増加に転じたのが特徴だったが、それは事業総利益全体の増加額を上回る信用事業総利益の増加によっていた（第3図）。

第2図 農協の事業総利益、事業管理費
事業利益の推移



資料 第1表に同じ

第3図 事業総利益前年比増加率と事業別寄与度



資料 農林水産省「総合農協統計表」
(注) 前年比増減率と内訳別寄与度。

ただし02年度の信用事業総利益の増加には、01年度にいくつかの県で大幅な信用事業の「その他事業直接収支」の赤字（債券売却損とみられる）があった反動増という要因が大きく、その要因が剥落した03年度には信用事業総利益は前年比減少に転じており、全体の事業総利益も03年度は減少となった。

その意味では、農協の事業総利益は、一時的な要因を除けば、減少を続けていているのが基調といえよう。02年度は事業総利益の増加と事業管理費の減少によって事業利益は大幅増益となったが、03年度は事業総利益の減少のなかで、事業管理費の減少率がそれを上回ったために、増益が維持された。

なお04年度の農協の収支は、事業総利益が前年比 3.1%，事業管理費が前年比 2.8%と、事業総利益の減少が事業管理費減少を上回ったため、事業利益は7.9%の減益となった。

(2) コスト削減の動向

農協の事業管理費は、90年代の後半には前年比 1% 前後の減少率であり、99年度以降事業総利益の減少率が大きくなるなかで、農協の事業利益は急速に減少した。事業管理費の減少率が拡大したのは01年度以降であり、01年度が 3.1%，02年度が 3.3%，03年度が 3.9% となった。急速な事業利益減少に対して、コスト削減が強化されたといえよう。

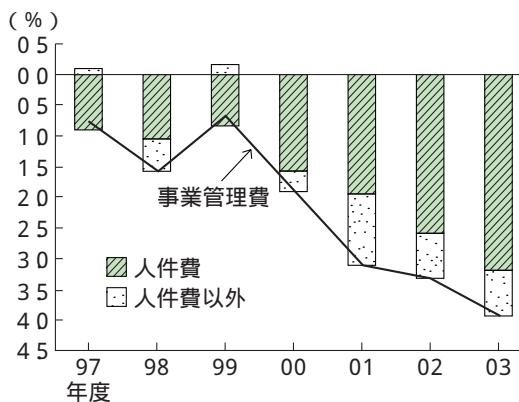
事業管理費削減は、7割を占める人件費

の削減が中心である（第4図）。

人件費の削減に関しては、正職員の削減や臨時・パート職員化が従来から行われてきたが、近年の特徴は、02年度以降、臨時・パート職員数も減少に転じたこと、03年度は正職員ではない常雇職員も含めてすべての雇用形態で職員が減少となり、職員全体での減少数が、単年度で1万人を上回ったことに示されるように、人員削減の姿勢が強化されていることである（第5図）。

また、職員の平均年齢が上がるなかで、

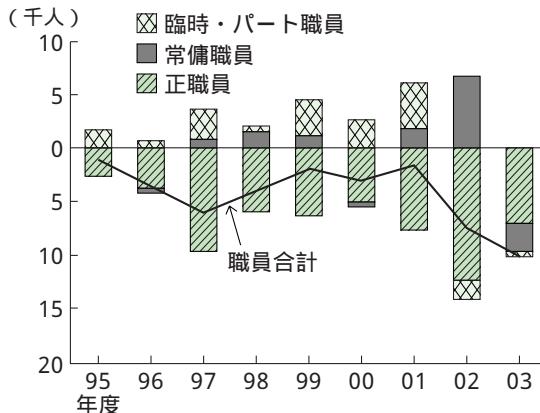
第4図 事業管理費の変化率とその内訳



資料 第3図に同じ

（注）前年比変化率と内訳別寄与度。

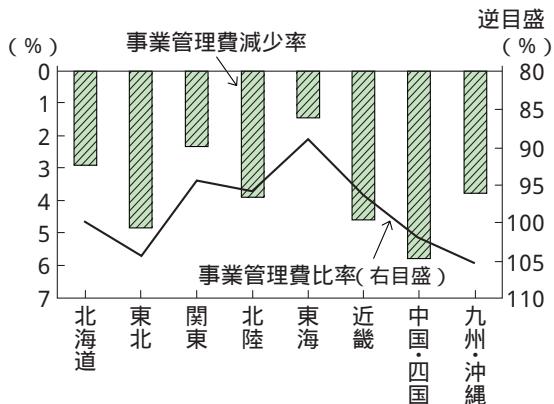
第5図 農協職員数の前年比増減数



資料 第3図に同じ

（注）前年比増減率と内訳別寄与度。

第6図 事業管理費比率(99~01年度平均値)と
事業管理費減少率(02, 03年度平均値)



資料 第3図と同じ

(注) 右軸は目盛を逆転させて表示。

01年度まで上昇してきた月間平均給与(超過勤務手当除く)も、02年度 0.4%、03年度 0.3%と2年連続して引き下げられている(職員の平均年齢は02年度39.4歳、03年度39.7歳と上昇)。

(注) 地域別にみると、事業管理費比率がピーク圏となった99~01年度の事業管理費比率の水準と、その後の02、03年度の事業管理費減少率とはほぼ逆相関の関係にあり、事業管理費比率の水準が高く、事業利益の悪化が顕著だった地域ほど、02、03年度の事業管理費の減少率が大きかったという傾向が読み取れる(第6図)。

農協の場合、事業利益の総額としての悪化に対して、事業管理費全体の抑制という形でそれを経営に反映させて、事業利益を確保していくという姿勢は強いといえよう。

(注) 地域区分は総合農協統計表の区分による。

- ・東北は青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県。

- ・関東は、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡の各都県。

- ・北陸は新潟、富山、石川、福井の各県。

- ・東海は岐阜、愛知、三重の各県。
- ・近畿は滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の各府県。
- ・中国・四国は鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知の各県。
- ・九州・沖縄は九州各県に沖縄県を加えたもの。

3 購買事業総利益と 購買事業労働生産性

次に、農協の事業総利益減少の大半を占めている購買事業と信用事業に着目して、事業総利益と労働生産性の観点からみてみたい。

主要事業別の事業総利益の変化のなかでは、前掲第3図の通り、信用事業と購買事業の変動の影響が大きい。03年度と95年度の事業総利益の差をとって、事業ごとにその差に対する寄与率を出すと、事業総利益の減少の51.0%が信用事業総利益の減少であり、45.7%が購買事業総利益の減少である。

購買事業に関しては、90年代後半以降の購買事業総利益の減少(27.1%)を、購買事業の事業量(購買品供給・取扱高)の減少と事業量当たりの事業総利益の変化とに分ければ、事業量の減少要因が 26.9%、事業量当たりの事業総利益の低下要因は 0.2%と事業量の減少が事業総利益の減少をもたらしてきたことは明らかである(95年度と03年度を比較)。

事業量の減少には購買店舗の経済連・全農県本部への譲渡や協同会社化も含まれることには留意が必要である。ただそれだけ

第2表 購買事業の総利益、職員数、労働生産性の変化
(03年度と95年度の比較)

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄	(単位 %)
購買事業総利益	27.1	24.9	32.1	28.0	31.1	17.7	31.8	32.4	18.8	
購買事業職員数	25.2	35.2	27.4	23.4	22.6	8.3	25.9	30.7	25.8	
労働生産性	2.5	15.9	6.4	5.9	11.0	10.3	8.0	2.4	9.4	

資料 第3図に同じ

(注)1 労働生産性は購買総利益/購買職員数。

2 購買職員数には臨時・パート含む。

でなく、競合他店の増加によって需要自体が減少している面もある。それに対しては不採算店舗の閉鎖等による、購買関係職員の配置転換や削減、または店舗を存続させた場合も職員のパート化による人件費削減等の対応がこれまでに相当程度行われてきている。実際、全国では購買職員数(臨時・パート含む)は同期間に25.2%減少し、結果として購買事業職員の労働生産性は2.5%の低下にとどまっている(第2表)。

購買事業に関しては、事業量の減少による事業総利益減少に対して、それに見合う職員数の削減によって生産性の低下を防ぐという対応は、地域によってさほど大きな差は無いとみられる。労働生産性の低下幅は北陸で11.0%、東海で10.3%であるが、北海道や九州・沖縄では労働生産性が上昇しており、それ以外の地域では一けた台の低下にとどまっている。

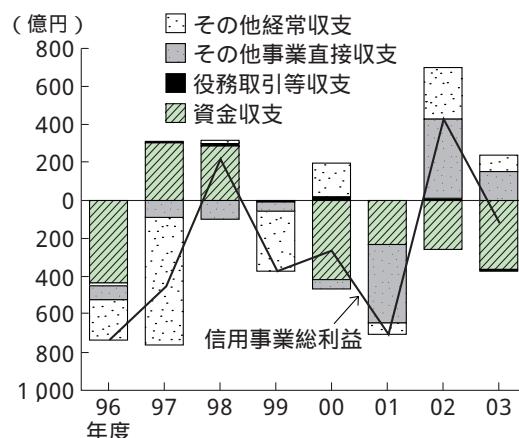
4 信用事業総利益と 信用事業労働生産性

(1) 信用事業総利益推移の内訳

次に信用事業について検討しよう。信用

事業の総利益の変化に関するは、資金収支(「資金運用収益 資金調達費用」と、不良債権処理の費用が中心となっている信用事業その他経常収支(「その他経常収益 その他経常費

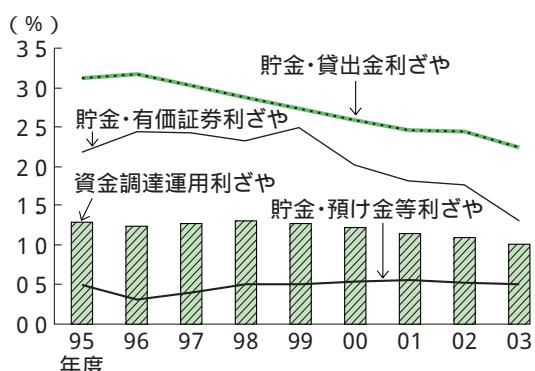
第7図 信用事業総利益の前年差と
その内訳の推移



資料 第3図に同じ

(注) 「その他経常収支」は貸倒引当金繰入増加や貸出金償却等が含まれ、「その他事業直接収支」は債券売却損益等が含まれる。

第8図 各種利ざやの推移



資料 第3図に同じ

(注) 資金調達運用利ざや = 資金収支/貸出金・有価証券・預け金平銭の合計×100

その他は、各利回りの差。

預け金等利回りは以下で計算。

(預け金利息+その他受入利息)/預け金平残×100

用」の2つが要因として大きい（第7図）。

まず第一に資金収支については、00年度以降、毎年200～400億円の大幅悪化が続いている。資金収支の悪化は基本的には利ざやの縮小がその要因である。資金調達運用利ざやは98年度の1.31%をピークにその後縮小を続けている（第8図）。

第二に信用事業にかかる費用としての貸倒引当金繰入、貸出金償却等が主である信用事業その他経常収支については、98年度の早期是正措置実施に伴って97年度決算時に自己査定が導入されて以来、貸倒引当金繰入や貸倒金償却等のその他経常費用が増加し、01年度までは総じて赤字額が増加基調をたどった。しかし02、03年度にはその他経常収支の赤字額が頭打ちから減少となり、信用事業総利益の増加要因に変わってきている。

農協の信用事業総利益の減少要因となってきた不良債権処理のための貸倒引当金繰入や貸出金償却負担に関しては、全国的にみれば、ピークアウトしつつあるともみられる。

近年の農協全体としての信用事業総利益の動向は以上であるが、事業総利益の推移の地域ごとの差にも着目し、資金収支と信用事業その他経常収支について

て検討する。

(2) 資金収支悪化に関する

地域別内容の相違

信用事業総利益の減少のなかで、主要部分である資金収支悪化について地域別の相違をみてみよう。

資金収支は00年度以降すべての地域で悪化しているが、東北、北陸、中国・四国、九州・沖縄の各地域で悪化率が大きい（第3表）。そして悪化の程度に加え、その内容にも地域差がある。

第9図は各地域の資金別（預け金、貸出金、有価証券）の資金収支について、03年と99年度の間の変化率を各資金ごとに寄与度分解したものである。ここでは、資金運用収益中の「その他受入利息」（受取奨励金、受取特別配当金、外国為替受入利息、買入金銭債権利息、信用受入雑利息からなる）を預け金利息に加えて「預け金利息等による資金収支」としているため、預け金利息のみの場合よりも過大になっていることに留意する必要があるが、概要は把握できよう。

これによれば、北海道、東北は貸出金利息による資金収支の悪化がほとんどを占めているのに対し、東海、近畿といった地域では、有価証券利息による資金収支悪化の寄与度が大きいことが分かる。その他の地

第3表 農協の資金収支の地域別推移

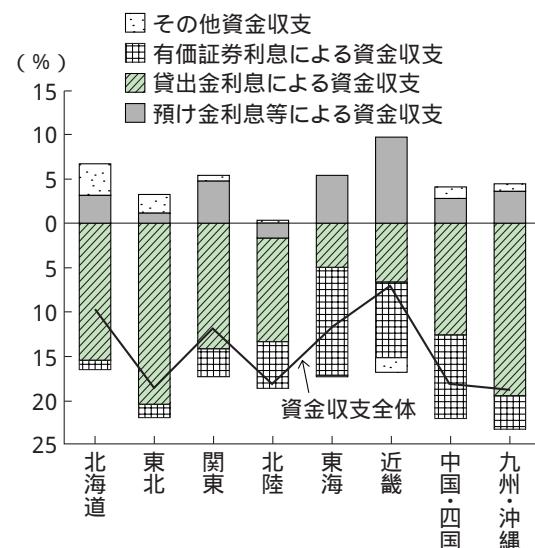
（単位 99年度=100）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄
00年度	95.5	91.5	93.3	97.0	94.7	95.1	93.5	97.2	94.8
01	93.0	92.4	87.7	94.0	91.5	94.5	96.3	94.3	88.2
02	90.2	92.1	85.8	92.0	85.5	94.7	96.2	83.5	86.8
03	86.3	90.4	81.4	88.1	81.7	88.2	93.0	82.0	81.2

資料 第3図と同じ

（注）全国計の資金収支が大幅に悪化する直前の99年度を100として指数化。

第9図 地域別の資金収支悪化率と資金別寄与度
(03年度と99年度の比較)



資料 第3図に同じ

域は貸出金利息による資金収支悪化と有価証券利息による資金収支悪化がある程度ずつ寄与している(第9図)。

次にそれぞれの資金別に、資金収支の変

化額を利ざやの変化と資金平残の変化とに分解してみる(第4表)。

預け金利息等による資金収支の変化額は、プラスの地域が多いが、貯預等利ざやの変化がプラスに寄与しているのは東北、近畿、中国・四国、九州・沖縄といった地域であり、特に近畿で利ざや改善の寄与度が高い。貸出金利息による資金収支の変化額は、ほとんどが貯貸利ざやの悪化によって生じているが、北海道、関東では、利ざや悪化に加え、貸出金平残減少も他の地域に比べ影響度が高い。有価証券利息による資金収支の変化額の要因は地域によってまちまちだが、当該資金収支変化額が大きい東海、近畿では、貯金有価証券利ざや悪化による部分のマイナス寄与が大きなものとなっている。

第4表 資金収支変化額の利ざや変化部分と資金平残変化部分への分解
(99年度と03年度の資金収支変化)

	資金収支変化額	預け金利息等による資	預金利息等による資	貯る預部分による	預部分による	貸出金利息による資	貯部分による	貸部分による	有価証券利息による資	貯化金による資	有価証券利息による資	その他資金収支変化額
全国	1,266	396	46	350	1,177	1,052	124	540	532	8	55	
北海道	29	9	1	10	46	35	10	3	1	1	1	11
東北	137	8	6	2	150	144	6	12	10	2	2	17
関東	358	146	70	216	426	329	96	96	165	70	17	
北陸	109	10	24	14	70	58	11	31	21	11	2	
東海	133	62	10	72	56	72	16	136	103	33	3	
近畿	83	116	110	6	78	94	16	102	84	18	19	
中国・四国	223	34	6	28	154	144	10	120	89	31	17	
九州・沖縄	195	38	35	4	201	180	21	40	28	13	8	

資料 第3図に同じ

(注) 「(03年度の利ざや - 99年度の利ざや) × 99年度の資金平残」を各利ざや変化による部分とし、「03年度の利ざや × (03年度の資金平残 - 99年度の資金平残)」を各資金平残変化による部分とした。

(3) 信用事業その他経常収支赤字の動向に関する地域別相違

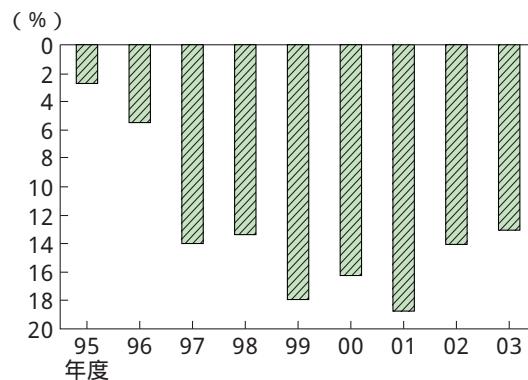
次に貸倒引当金繰入や貸出金償却を主なものとする信用事業その他経常収支赤字に関して、地域別の相違をみよう。

前述のように、信用事業その他経常収支の赤字全体としては、02、03年度と連続して減少し、信用事業総利益を押し上げる要因になった。

信用事業その他経常収支赤字の信用事業総利益に対する比率を信用事業その他経常赤字の相対的な大きさとすれば、自己査定導入の97年度以降大幅になり、02年度以降はピークアウトの兆しが出ている（第10図）。

ここで同比率の97～01年度平均と02、03

第10図 信用事業その他経常収支赤字の信用事業総利益に対する比率



資料 第3図と同じ

第5表 信用事業その他経常収支赤字の信用事業総利益に対する比率

（単位 %）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄
97～01年度平均	15.9	23.8	12.5	18.4	10.1	9.8	20.0	7.2	27.1
02～03	13.5	0.2	13.4	17.9	18.3	8.8	15.5	9.2	11.1

資料 第3図と同じ

(注)1 標記比率が全国的に大幅になった97～01年度平均と、02～03年度の平均の水準。

2 緑色網掛けは、02～03年度平均が97～01年度の比率よりもマイナス幅が大きい地域。

年度平均をとって地域別に比べると、全国では02、03年度には改善（マイナス幅縮小）しているものの、東北、北陸、中国・四国では、マイナス幅が拡大しており、貸倒引当金繰入等の増加が依然続いている状況にあるといえる（第5表）。

逆にマイナス幅が大きく縮小したのが、北海道と九州・沖縄であり、特に北海道は同比率の97年度～01年度までのマイナス幅が大きく、より積極的な不良債権処理を行った結果が、02、03年度の不良債権処理費用急減につながったとみられる。

(4) 信用事業総利益減少への雇用面の対応

次に信用事業総利益減少への雇用面の対応として信用事業の労働生産性に着目する。90年代後半以降の信用事業の事業総利益、職員数、労働生産性の変化を地域別にみると、第6表のとおりである。

全国では信用事業総利益が21.3%減少しているのに対して、信用事業職員数（臨時・パート含む）の減少は、10.9%にとどまり、信用事業の労働生産性は11.7%の低下となっている。

地域別にみると、信用事業総利益の減少

には、東海の 4.8%から東北の 34.0%まで30ポイント近い格差がある。にもかかわらず、信用事業職員数の減少率は、信用事業総利益減少率の格差ほど大き

第6表 信用事業総利益、職員数、労働生産性の変化
(03年度と95年度の比較)

	(単位 %)								
	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄
信用事業総利益	21.3	19.8	34.0	22.7	29.3	4.8	15.7	21.6	25.9
信用事業職員数	10.9	10.7	10.8	8.3	5.6	6.9	14.8	14.1	14.9
労働生産性	11.7	10.2	26.0	15.7	25.1	2.3	1.1	8.7	12.9

資料 第3図に同じ

(注) 信用事業職員数には臨時・パート含む。

な差が無い。その結果地域ごとの労働生産性変化率には、東海の2.3%の上昇から東北の-26.0%の低下まで、30ポイント弱の格差がついている。

信用事業総利益の変化ほどには信用事業職員数の変化に差が無いことの背景としては、信用事業の事業量（ここでは信用事業総資産）が拡大していることが一つにはあるとみられる。事業量が拡大しているもとでは、信用事業職員の削減にも限界があるという事情があろう。

信用事業の労働生産性を信用事業資産／信用事業職員（=職員当たり事業量）と、信用事業総利益／信用事業資産（=信用事業資産総利益率）に分解すれば、地域ごとに差はあるものの、すべての地域で職員当たり事業量は拡大傾向にある（第7表）。

しかしその一方で、信用事業資産総利益率がすべての地域で低下し、かつその低下

幅が大きいために、労働生産性が総体として低下しているわけであるが、なかには東海地区のように労働生産性が上昇している地域もあるといった、地域格

差が大きいことが、近年の信用事業の成果指標をめぐる特徴とみられる。

そして信用事業資産総利益率は、どの地域も2～3割程度の下落となっているに対し、職員当たり事業量は、東北の11.4%増から近畿の29.5%増まで格差が大きい。

また95年度と03年度を比較した場合、信用事業資産総利益率では地域間格差が縮小傾向にあるのに対し、職員当たり事業量では拡大傾向にある（第8,9表）。

そして第8,9表から分かるとおり、東北や九州・沖縄では、職員当たり事業量は全国平均を下回るもの、信用事業資産総利益率は全国平均を上回っていたが、近年では信用事業資産総利益率の優位性が低下するとともに、職員当たり事業量の相対的な低さは、東北では更にその状況が悪化している。

一方で東海、近畿といった地域は、信用

事業資産総利益率の全国対比での低さは改善方向にあり、もともと全国対比で優位性があった職員当たり事業量では、全国平

第7表 信用事業労働生産性関連指標の変化
(03年度と95年度の比較)

	(単位 %)								
	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄
職員当たり事業量	22.5	24.3	11.4	20.9	11.7	28.0	29.5	21.2	23.2
信用事業資産総利益率	27.9	27.8	33.6	30.2	33.0	20.1	23.6	24.7	29.3
労働生産性	11.7	10.2	26.0	15.7	25.1	2.3	1.1	8.7	12.9

資料 第3図に同じ

第8表 信用事業資産総利益率の全国平均との対比

(単位 全国平均値=1)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄	最大/最小倍率
95年度	1.07	1.31	1.03	0.92	0.91	0.82	0.95	1.20	1.60
03	1.07	1.20	1.00	0.85	1.01	0.86	1.00	1.17	1.41

資料 第3図に同じ

(注) 最大/最小倍率とは、全国平均に対して最も水準の高い地域の値を最も低い地域の値で割ったもの。

第9表 職員当たり事業量の全国平均との対比

(単位 全国平均値=1)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄	最大/最小倍率
95年度	1.07	0.67	1.14	1.04	1.13	1.12	0.97	0.72	1.71
03	1.09	0.61	1.12	0.95	1.18	1.19	0.96	0.73	1.96

資料、(注)とも第8表に同じ

均を上回る伸びを示している。

また北陸は、信用事業資産総利益率、職員当たり事業量双方ともに、全国対比で相対水準を低下させている。

更に、職員当たり事業量を組合員数／信用事業職員（職員当たり組合員）と事業量／組合員（組合員当たり事業量）に分解すると、東北や北

陸では、組合員当たり事業量が減少ないし、全国平均より低い伸びにとどまっていることが、職員当たり事業量の伸びが全国

平均を下回る要因として指摘できる（第10表）。

組合員当たりの事業量の伸びの差には、農協の主体的取組みの違いだけでなく、地域

経済、地域農業そのものの成長度合い等も影響していることが考えられよう。

結果的に信用事業労働生産性に関しては、近年東北、北陸といった地域の悪化が目立ち、もともと労働生産性の水準が高かった関東、北海道や、上昇している東海との格差が拡大している（第11表）。

このような地域ごとの格差を考慮すると、信用事業の労働生産性向上のためには、地

域の実情に応じた、きめ細かな対応が必要になっていると考えられる。

また、購買事業との対比でみると、これまで信用事業総利益の減少に比して、信用事業職員数の減少率が小幅だった背景としては、購買事業に比べ、店舗の削減ペースが緩やかだったことも要因として考えられ

第10表 職員当たり事業量、職員当たり組合員、組合員当たり事業量の変化率（03年度と95年度の変化率）

(単位 %)

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄
職員当たり事業量	22.5	24.3	11.4	20.9	11.7	28.0	29.5	21.2	23.2
職員当たり組合員	13.1	12.8	12.3	8.7	6.4	11.7	21.2	15.3	19.1
組合員当たり事業量	8.3	10.2	0.8	11.2	5.1	14.6	6.9	5.1	3.5

資料 第3図に同じ

第11表 信用事業労働生産性の全国平均との対比

(単位 全国平均値=1)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄	最大/最小倍率
95年度	1.14	0.87	1.17	0.95	1.02	0.92	0.93	0.87	1.36
03	1.16	0.73	1.12	0.81	1.19	1.03	0.96	0.85	1.63

資料、(注)とも第8表に同じ

る。03年度の購買店舗数は3,844店舗と95年度の6,211店舗に対して4割程度の減少になっているが、信用事業店舗は、その間15,877店舗が12,875店舗へと2割程度の減少にとどまっている。

ただしこれに関しては04年7月の全中の「支所・支店体制再構築指針」等で効率化の方向性（職員4人以上配置で収支確保が前提等）が示されており、それに基づいた各農協での取組みが進捗中である。

そして既に店舗網再構築の動きが進み始めていることもうかがえ、信用事業を営む店舗の減少数は02年度は678、03年度は540と、それまでの年間200～400店舗台の減少から、減少ペースを速めている。

店舗の減少率と信用事業職員数の減少率との間には、地域でみれば緩やかには相関があるとみられるが、今後の店舗統廃合の進展のなかで、それが信用事業の職員数や

信用事業の労働生産性にどのように影響を及ぼしてくるか注目される（第11図）。

まとめ

以上、最近の農協経営をめぐる状況をふりかえると、以下のような点が指摘できよう。

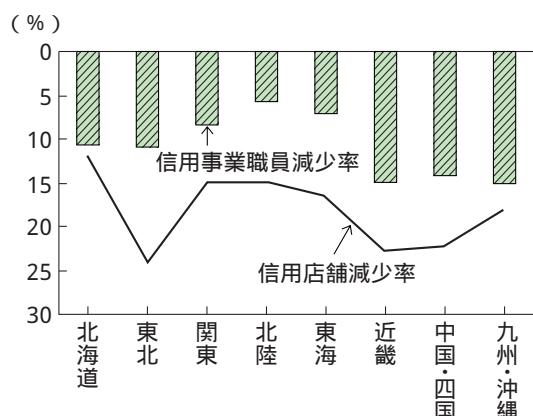
第一に、90年代末にみられたような急速な事業利益の落ち込みに対して、農協経営に関する危機意識が高まっているのではないかと思われることである。この点は、人件費中心の事業管理費の大幅抑制の姿勢や、店舗網再構築に加速感が出てきたことからいえることである。

第二に事業総利益の減少の主要な部門である購買部門と信用部門では、今までのところ、事業総利益減少に対する雇用面での対応に相違があり、両者間で比較すれば、事業量が伸びつつも事業総利益率の低下している信用事業の方が、雇用面での調整が難しく、労働生産性の低下につながっているとみられることである。

第三に、信用事業労働生産性の地域格差が拡大しつつあることである。このことは、それぞれの地域の事業基盤の違いが、成果の違いとなって現れている面もあるから、信用事業に関しては、地域の事業基盤や競合他行の状況にも配慮した、よりきめ細かな実情の把握や対応策の必要性があることを示唆していると思われる。

（主任研究員 小野沢康晴・おのざわやすはる）

第11図 信用事業職員数減少率と
信用店舗減少率の地域動向
(03年度と95年度の比較)



資料 第3図に同じ

EU農業環境政策からみたわが国の課題

〔要　　旨〕

- 1 EUの農業環境政策は、硝酸態窒素指令等の直接支払いとは別立ての政策と、クロスコンプライアンスにより単一支払いの条件とされているGAP、そしてGAPの基準を上回る取組みを支援する環境支払いの3つに分かれます。
- 2 EUの農業環境政策は硝酸態窒素による水質汚染対応を端緒とするが、1992年のCAP改革を機に有機農業等への取組みが急増してきました。
- 3 その特徴として、国民の農業に対する理解が広く存在すること、GAPを最低要件とし、より高いレベルの取組みを誘導していくため環境支払いが措置されていること、EU共通の基準に、各国、各地域の実情に応じて規定が設けられる2階建てとなっていること、農業環境政策を含むCAPそのものがWTO体制の中でのEU農業の生き残り戦略として構築・改革されてきていること、があげられます。
- 4 わが国は92年の新政策ではじめて環境保全型農業という概念が登場したが、その進展は遅々としている。今般の基本計画の見直しでは、環境規範の実践と先進的取組みへの支援、地域資源の保全管理政策の構築等が打ち出されているが、実質は農業環境政策の必要性を打ち出したにとどまっている。
- 5 EUの農業環境政策をも参考にしつつ、安全性確保と環境への配慮を一体的にとらえて、資源保全をも含めた総合的な農業環境政策を展開していくこと、また、今後本格的に腰の入った取組みを展開していくためには、技術開発と地域ぐるみで取り組んでいくこと、GAPに加えて、環境支払いを導入していくこと、GAPや環境支払いの規定は地域性をしっかりと踏まえたものとすること、農業環境政策に国が不退転の決意で取り組んでいくことを明示していくためには、現状バラバラの農業環境政策の体系化や、一定程度の予算を確保していくこと、生産者と消費者との交流による生産現場についての理解を獲得していくこと、が必要である。

目 次

- はじめに
- 1 EUの農業環境政策への取組みの現状と推移
- 2 EU農業環境政策取組みの経過
- 3 農業環境政策の体系・制度等
- 4 GAP
- 5 環境支払い
- 6 直接支払いと農家経営
- 7 EUにおける農業環境政策発展の特徴とその理由・背景
- 8 新基本計画等と農業環境政策
- 9 わが国の農業環境政策への提言

はじめに

海外、特にヨーロッパでは有機農業を含む環境保全型農業はすでに広く定着しつつあり、多面的機能の発揮とも一体化させ所得維持のための有力な戦略の柱ともなっている。

これに対してわが国の農業環境政策は欧米に比べて大きく劣後している。規模拡大と生産性向上、選択的拡大、農工間所得格差是正等を柱に1960年代から推進されてきた基本法農政は、食料自給率の低下、農業者の高齢化や農地面積の減少、農村活力の低下とともに、環境負荷をもたらしてきた。このため99年に施行された食料・農業・農村基本法（以下「農業基本法」）では、食料の安定供給、農村の振興に加えて農業の持続的発展、多面的機能の発揮を柱として掲げた。すなわち日本農業を維持していくためには生産性の向上等経済性を追求していくだけではなく、多面的機能の発揮や自然循環機能を維持増進させていくことが不可避であることを謳い上げたのであった。併

行して持続農業法が施行されるとともに、JAS法改正により有機認証制度をスタートさせている。しかしながら有機農業を含む環境保全型農業の進展は遅々としており、有機食品ブームといわれながらもかなりのものが輸入品によって賄われているのが実態である。

ところで農業基本法の実行方策としての基本計画見直しのため、約1年にわたり積み重ねられた食料・農業・農村政策審議会、同企画部会での議論を踏まえて、本(05)年4月から新たな基本計画がスタートした。基本計画には農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施、自然循環機能の維持増進のための環境規範の実践と先進的取組みへの支援が盛り込まれた。しかしながら実効が期待し得るような内容には乏しく、農業環境政策の必要性を打ち出したにとどまっている。

筆者はこれまで日本農業を維持していくためには環境保全型農業を早急に推進していくことが必要条件であることを機をとらえて強調してきた。^(注2) 本稿はヨーロッパの環境保全型農業にかかる制度、取組み等につ

(注3) いての整理を踏まえて新基本計画での実行方策の足らざる部分について提言することをねらいとする。

(注1) 「環境農業政策」もよく使われるが、本稿では「農業環境政策」で統一した。

(注2) 蔦谷(2004)等。

(注3) 03年のCAP(共通農業政策)改革は、アジェンダ2000の中間見直しを超えた改革構想を含んだものであり、かつ改革にともなうデカップリング等は05年から適用されることにはなっているものの、07年1月1日まで猶予期間が設けられており、国内事情もあってEU各との取組情勢は日々であるとともに流動的である。したがって、まとめた文献・資料はきわめて少ないので現状である。本稿での最近の情勢等については有機農業研究会(日本有機農業学会主催)(05年5月13日)における石井圭一、市田知子両氏の報告に多くを負っていることをあらかじめお断りしておく。

1 EUの農業環境政策への取組みの現状と推移

(1) EU農業環境政策取組みの現状

現状、EUの農業環境政策は次のように3つに大別して位置づけられる。一つは硝酸態窒素指令等であり、これらは直接支払いとは別立てされた農業環境対策である。

第二が、単一支払いの条件とされているGAP(Good Agricultural Practice; 適正農業規範)の基準達成である。GAPは農業生産活動が水、空気、生物多様性に与える影響を抑制するための最低限の基準である。単一支払いは穀物、肉用牛、酪農部門へと対象が拡大され、大半の生産農家が単一支払いを受給している現状、GAPは一次的な農業環境対策としての機能を果たしているということができる。

第三が、GAPの基準を上回る取組みについて交付・支援される環境支払いであり、より高いレベルへの取組みを誘導する高次の農業環境対策として機能している。そして有機農業は環境支払いの対象の中に位置づけられている(第1図)。

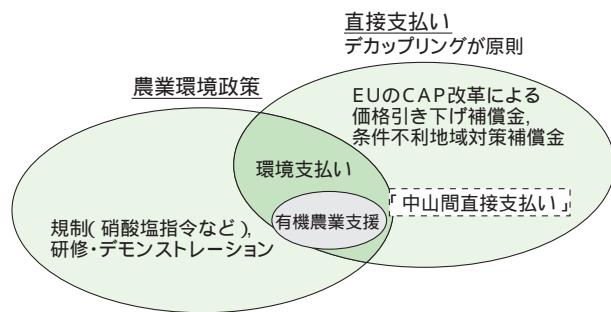
なお、EU諸国の多くはGAPを上回るレベルとしては有機農業しか想定していないが、フランスではGAPと有機農業との間に、04年、環境保全、就労安全性、衛生リスク管理、動物福祉について農業者が取り組んでいることを第三者が認証する「合理的農業(I' Agriculture raisonnee)」をスタートさせている。^(注4,5)

08年末までには全農業者の3割が合理的農業者としての資格を得ることを目標としている。

次に、これら農業環境対策がどの程度浸透・普及しているかを確認しておきたい。まず、最低限の農業規範であるGAPはほとんどの農家、耕地に行き渡っているものと考えて差し支えなかろう。

高次の農業環境対策としての、GAPを上回る取組みに対して支払われる環境支払

第1図 農業環境政策、直接支払い、環境支払いの関係



出典 市田知子氏報告資料(05年5月13日有機農業研究会)

いにかかる契約面積等は第1表のとおりである。契約面積は国による格差がきわめて大きいことが目に付く。面積の多い順にあげるとオーストリア、フィンランド、ドイツ、スウェーデン、フランス等となってい

第1表 EU理事会規則第1257/1999号
農業環境措置の実績
(面積当たり給付、2001年)

	(単位 ha, 千ユーロ)	契約数	契約面積	歳出
ベルギー	12 991	98 096	18 537	
デンマーク	6 118	160 949	21 422	
ドイツ	101 403	2 948 953	236 863	
ギリシャ	7 219	74 749	18 413	
スペイン	31 995	679 443	64 648	
フランス	30 005	1 850 088	59 691	
アイルランド	13 333	498 700	65 273	
イタリア	48 323	710 784	146 183	
ルクセンブルク	255	2 416	334	
オランダ	3 891	70 024	10 016	
オーストリア	556 772	5 277 477	516 095	
ポルトガル	6 795	61 504	10 558	
フィンランド	146 130	3 971 019	274 359	
スウェーデン	93 599	2 272 490	218 497	
イギリス	9 193	633 349	65 937	
EU15か国	1 068 022	19 310 042	1 726 825	

出典 石井圭一氏報告資料(05年5月13日有機農業研究会)
資料 European Commission, Agriculture in the European Union-Statistical and economic information. The 2003 agricultural year. 2003.

第2表 EU諸国の有機農業生産(2001年)

	(単位 ha, %)	経営数	農業経営に占める割合	実施面積	農地面積に占める割合
ドイツ	14 703	3 28	632 165	3 70	
オーストリア	18 282	9 30	285 500	11 30	
ベルギー	694	1 03	22 410	1 61	
デンマーク	3 525	5 58	174 600	6 51	
スペイン	15 607	1 29	485 079	1 66	
フィンランド	4 983	6 40	147 943	6 60	
フランス	10 364	1 55	419 750	1 40	
ギリシャ	6 680	0 81	31 118	1 60	
アイルランド	997	0 69	30 070	1 68	
イタリア	56 440	2 44	1 230 000	7 94	
ルクセンブルク	48	1 60	2 141	1 71	
オランダ	1 528	1 42	38 000	1 94	
ポルトガル	917	0 22	70 857	1 80	
イギリス	3 981	1 71	679 631	3 96	
スウェーデン	3 589	4 01	193 611	6 30	
EU15か国	142 348	—	4 442 875	—	

出典 第1表に同じ
資料 Le ministère de l'Agriculture, de l'Alimentation, de la Pêche et de la Ruralité.
Las mesures en faveur de l'agriculture biologique en France(dossier de presse.2004.2.)

る。参考までに契約面積と耕地面積との比率を算出し、これと有機農業実施面積率(第2表)を並べてみるとおおむね正の相関関係にはあるが、イタリア、デンマークについては有機農業実施面積率は高いものの契約面積の耕地面積に占める比率は相対的に低位にある。すなわちオーストリア、フィンランド、スウェーデン等は有機農業への取組みが盛んであるが、同時に環境支払いの対象となるGAPを上回る高次の農業環境対策への取組みも盛んであり、農業環境対策への取組みの裾野が広いとみることができる。これに対してイタリアやデンマークについては有機農業への取組みは盛んであるものの、高次の農業環境対策への取組みの裾野は相対的に狭いものと推定される。

なお、わが国との比較可能な数値は有機農業実施面積しかないが、実施面積は約5千ha、実施率で約0.1%であり、いずれにしてもEUとわが国との取組レベルにはきわめて大きな開きが存在するのである。

(注4) 合理的農業の基準は次のとおり。

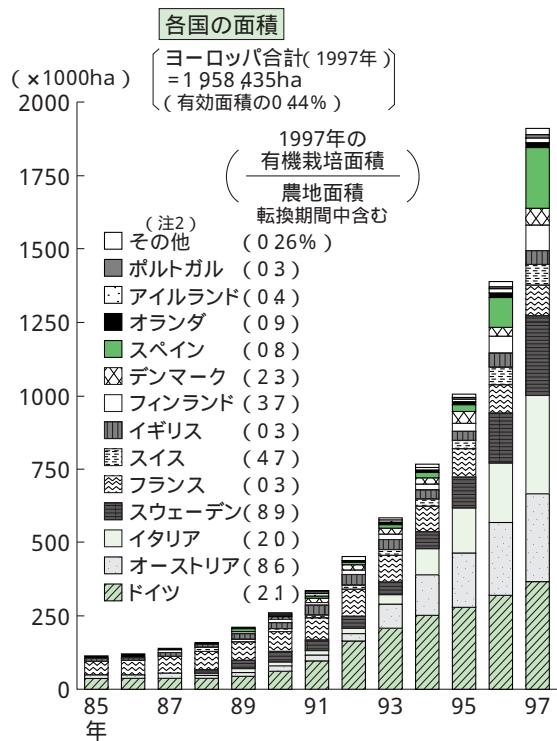
- ・適切な情報の入手と技術の養成
- ・トレーサビリティ
- ・肥料や家畜排泄物の適切な補完
- ・均衡的な栄養収支
- ・農業廃棄物の管理
- ・合理的な防除
- ・土壤の保全と流亡の防止
- ・水資源の節約
- ・衛生基準の遵守
- ・景観と生物多様性の保全

(注5) スイスはEUには加盟していないが、IP(Integrated Production)をコンプライアンスの条件としており、コンプライアンス条件のレベルを上回るIPも任意に設けられており第三者認証が行われているものもある。

(2) 推移

GAPならびに環境支払いは導入されてさほど経過していないことから、農業環境対策取組みの時系列的推移をみるために有機農業実施面積の推移に代表させてみてみると、92、93年ごろをターニングポイントにして面積が急速に増加していることがわかる（第2図）。92年はCAP（Common Agriculture Policy：共通農業政策）改革が行われた年であり、これが有機農業への取組みのインセンティブになるとともに、農業環境対策全般についての取組みを大きく誘導することになったことがうかがわれる。

第2図 西ヨーロッパにおける有機農業
(転換期間中のものを含む)



出典 拙稿「オーストリア、イスの有機農業の動向と農業政策」本誌98年10月号
資料 ウエルズ大学調べ(面積 "Anteil der Okofläche 1997")
(注)1 97年は推計。

2 その他はノルウェー、ベルギー、グリーンランド、ルクセンブルク。

1 1977年は日本時。
2 その他はノルウェー、ベルギー、グリーンランド、ルクセンブルク。

なお参考までに有機食品飲料の食品総販売高に占める割合はドイツで2%弱といわれている。

(3) EU財政に占める農業環境政策の ウェイト

EUの総歳出額に占めるCAPの割合（02年）は49%と相当なウェイトを占めているが、そのうちの83%が価格・市場政策（価格補償直接支払いと輸出補助金）に充てられており、農村地域開発には16%が充てられている。

さらに農村地域開発の17%（CAPの3%）が農業環境政策についての支出となっている。このうち有機農業支援には農業環境政策についての支出の16%，約2億ユーロがまわっている。

しかしながら、CAPにともなう歳出額に占める農業環境施策にかかる支出額の割合は第3表のとおり15か国合計では5%

第3表 EU各国の農業環境施策の歳出(2003年)

	農業環境 (A)	共通農業 政策(B)	(A/B)
ドイツ	386	5 843	7
イタリア	337	5 372	6
オーストリア	312	1 125	28
フランス	228	10 411	2
フィンランド	166	874	19
スウェーデン	140	865	16
アイルランド	131	1 944	7
スペイン	125	6 456	2
ポルトガル	67	843	8
イギリス	66	3 970	2
デンマーク	18	1 221	1
ベルギー	14	1 017	1
オランダ	9	1 359	1
ギリシャ	7	2 757	0
ルクセンブルク	6	43	14
EU15か国	2 012	44 099	5

出典 第1表に同じ

資料 第1表に関する
フランス農業省、EU委員会

(注) 歳出額はEUが負担する金額のみ。

(03年)となっているが、国による格差は大きく、オーストリア、フィンランド、スウェーデン等はきわめて大きな割合を示している。

2 EU農業環境政策取組みの経過

ヨーロッパでの農業環境政策への取組みを必然化させたのは、化学肥料や家畜糞尿による地下水汚染であり、これに農産物過剰対策をも絡めて農業環境政策が講じられてきた。

(1) ガット・ウルグアイ・ラウンド以前
ヨーロッパは植民地の相次ぐ独立とともに、食料調達を植民地に依存し続けることは不可能となったが、国内での急な増産は困難であったことから食料自給率の大半低下を招くこととなった。加えてドル不足も手伝って食料の安全保障が大きな課題となった。

このためCAPによって、価格支持、可変的課徴金等を活用しながら国内生産増加への注力を続けてきた結果、70年代には農産物輸入国から自給国へと転じ、さらに70年代の終わりには純輸出国へ、そして80年代にはアメリカと並ぶ大輸出国となった。

しかしながら、70年代後半には農産物過剰にともなう財政の悪化とともに、アメリカとの輸出補助金競争による輸出市場の奪い合いによって財政の悪化を招くこととなった。このためアメリカからはCAPによる農業保護の削減要求が突きつけられ、これ

がガット・ウルグアイ・ラウンドの最大の争点にまで発展した。

農業環境政策は、集約的畜産の進展や畑作での農薬や肥料の過剰投入にともなう硝酸態窒素濃度の上昇による水質汚染への対応に端を発しており、85年の理事会規則によって農業環境政策が制定され、91年には硝酸態窒素指令が採択されている。環境支払いは85年の農業環境政策によって導入され、「88年からはEU農業予算からの一部財政支出を受けるが、当初はほとんど注目を（注6）あび」ることはなかった。

（注6）シンポジウム「我が国における環境直接支払い等の農業環境施策の必要性と有効性」（05年8月29日）におけるドイツ・キール大学教授Uwe Latacz-Lohmann資料。

（2）92年CAP改革

アメリカとの厳しい交渉を決着させるために断行されたのがCAP改革で、その柱が、国内支持価格（政府による一定価格での買取り）の引下げを補填する直接支払いの導入であった。すなわち、輸出補助金を削減しての財政負担の軽減、国内支持価格を引き下げ、国際価格に接近させることによる財政負担の軽減、本当に保護が必要な農家への補助金支出と過剰生産の抑制、環境に対する負荷軽減、を意図したものであった。

直接支払いは価格補償支払い、条件不利地域補償金、環境支払いの3つからなる。

環境支払いは、農薬・化学肥料の削減、集約的生産から粗放的生産への転換、単位面積当たりの家畜飼養密度の低減、有機農

業の導入等をねらいに，92年に採択された農業・環境規則に沿った生産方法に取り組んでいるものに対してEUおよび加盟国政府から支払われるものである。この環境支払いが有機農業や減農薬・減化学肥料についての取組みを促す大きなインセンティブとなった。

(3) アジェンダ2000

価格補償支払いは農業予算の半分以上を占めるものであったが，作付面積や家畜飼養頭数とリンクしていることから「青」の政策として位置づけられるとともに，肥大化したCAP予算の有効性に疑問等があること，さらには04年の東欧10か国の加盟とともになうEU財政の一段の逼迫化が危惧されることなどから，00～06年の間のCAP政策・予算の中間レビューが行われ，「アジェンダ2000」が採択された。

アジェンダ2000では農業政策の5つの目標として，農産物価格のさらなる引下げによる国際競争力の向上，食品の安全性，品質の保証，農業社会維持のための安定的所得と適正生活水準の確保，環境保全，動物福祉，環境目標の取り込み，が掲げられた。そしてこれらによって，環境保全政策と農業政策のさらなる統合が推し進められ，00年からは農産物の支持価格が引き下げられて直接支払いのウェイトが増加するとともに，農業・環境規則が条件不利地域対策等と一本化されて設けられた新たな規則では「農業環境契約は通常の優良農業行為を適用する以上のものを含まなければ

ならない」とされており，加盟国は任意ながらも，GAPを農業者が守るべき義務として導入することが可能となった。そしてこれを超える取組部分に対しては環境支払いができるようになった。すなわち，農業者の責任で環境改善をはかり，より高いレベルでの取組みに対する公的助成の定着化，すなわち「報酬にもとづく管理」という概念^(注7)を一層強化^(注8)したのである。

(注7)(注6)と同じシンポジウムの生源寺資料。
(注8)(注6)に同じ。

(4) 新しいCAP改革

03年6月のCAP改革は，基本的には直接支払いの大部分を各作物の生産要素と切り離して段階的に削減しながら，削減分を農村開発政策に振り向けようとするものである。農村開発政策には，従来の条件不利地域対策，農業環境政策に，品質，食品安全，家畜福祉が追加されている。

これにともない環境支払いへの財政支出を増加させるとともに，クロスコンプライアンスを義務化することによって單一支払いのデカップリングの強化がはかられ，同時にモジュレーション（單一支払いの段階的削減）の義務化やGAPの統一をはかり，より環境保全的な農業を推進すると同時に，後にみるとおり経営作物間の所得均衡をはかっていくことをねらいとしている。

こうしたデカップリングの強化は，アジェンダ2000ではデカップリングがいまだ不十分であり，WTO交渉を乗り切っていくことは難しいとの判断があつてのこととされている。

(注9) 単一支払いは、耕種作物、家畜の単価を2000～2002年の支払い実績を基準に固定化することによってデカップリングの徹底をはかろうとしている。ただし、国別財政支出額の範囲内で生産中立的でない支払い部分をも認める「部分的デカップリング」(第6節を参照のこと)が措置されており、ドイツ、イギリス等は部分的デカップリングを特定品目に絞り込み、限定的に利用しようとしているのに対し、フランス、スペイン等はこれを目一杯活用しようとしており、国によって対応は分かれている。

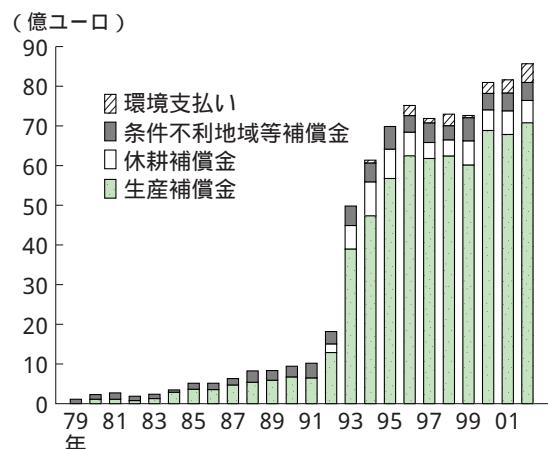
3 農業環境政策の体系・制度等

(1) GAPと環境支払い

第2節でみたとおり、CAPは逐次見直しが重ねられてきた。こうした中で農村開発政策のウェイトは高くなっている。これにともなってその中の農業環境政策への取組みについても強化がはかられてきた(第3図)。

環境支払いの目的は以下のとおりEU理事会規則1257/1999第22条に定められてお

第3図 直接支払いにかかる歳出の推移
(フランス)



出典 石井圭一氏報告資料(第1表に同じ)
資料 Ministère de l'agriculture, Les concours publics à l'agriculture.

り、環境保全・田園地域維持に配慮した農業への取組みとして助成対象とされる。

環境・景観・自然資源・土壤・遺伝的多様性の保護や向上と両立するような農地の利用方法

環境に好ましい粗放的な農法及び集約度の低い牧草経営システム

高度な自然的価値をもちながら、その存在が脅かされている農業環境の保全

農地の景観及び歴史的特徴の維持

環境保全的農法(環境計画)の利用

ここであらためて農業環境政策にかかる体系を確認しておくと、GAPは農業生産活動が水、空気、土壤、生物多様性に与える影響に関する最低限の基準として規定されたものであり、これをクロスコンプライアンスして直接支払いの条件とすることによってその徹底をはかっている。さらにGAP以上の取組みを誘導していくためのインセンティブとして環境支払いが設けられている。すなわち農業環境政策の基本に置かれているのがGAPであり、これを徹底させ、より以上の取組みを誘導していくためにクロスコンプライアンス、環境支払いのように直接支払いをツールとして巧みに活用しているということができる。

(2) 環境支払いと有機農業

GAPが最低限の取組みを規定したものであるとすれば、有機農業はGAP以上のレベルの取組みの中では最も高次なものであり、究極の目標とでも言いうる取組みである。したがって当然のことながら環境支払

いによる支援の対象に含まれており、環境支払いが有機農業の推進に大きな役割を果たしている。

(3) EUと各国

こうしたEU全体としての枠組みの中で、加盟各国は独自に農業環境プログラムを策定・実施することが可能とされており、また環境支払いの給付対象になる営農行為や対象地域についても各國、各地域でこれを定めることとされている。EU規則に適合するプログラムを実施する場合にはEUから一定割合（50～75%）の助成を受けることができるが、その場合、プログラムについてEUの承認を得ることが必要とされる。なお、GAPについてもその内容は各國で規定するようにされている。

03年のCAP改革にともないクロスコンプライアンスの前提となるGAPの内容や環境支払いの給付対象となる営農行為や対象地域については、05年から規定・実施することとされている（ただし、2年間の猶予あり）。

次に農業環境政策の具体的な内容をGAPと環境支払いに分けてみてみることとする。

4 GAP

基礎的要件として環境、人間・動物・植物の健康、動物福祉についての19の規則・指令を守ることがEU共通の基準とされ、土壤浸食防止等については、各國、各地域

がその実情に沿って具体的な内容を規定していくことが可能なように措置されている。

(1) EU共通部分

EU共通部分についてはEU理事会規則1782/2003により、CAPによる直接支払制度に関する共通規則の中で明らかにされており、基礎的要件の19の規則・指令^(注10)を遵守することとされている。

- (注10) <環境関係（2005年から適用）>
- ・野鳥保護（1979）
 - ・地下水の危険物質汚染からの保護（1979）
 - ・下水汚泥の農業利用に際しての土壌保全（1986）
 - ・硝酸塩汚染からの水質保護（1991）
 - ・自然生息地・野生動植物相の保護（1992）
 - ・動物の同定・登録（1992）
 - ・牛の同定・登録および牛肉の表示に関する議会・委員会規則（2000）
 - ・羊・山羊の表示と登録のシステム導入に関する理事会規則（2003）
- <人間・動物・植物の健康関係（2006年から適用）>
- ・農薬販売に関する指令（1991）
 - ・畜産におけるホルモン使用禁止（1996）
 - ・食品法の原則・要件を定める議会・理事会規則（2002）
 - ・伝染性海綿状脳症予防・検査・根絶のためのルールを定める議会・理事会規則（2001）
 - ・口蹄疫検査指令（1985）
 - ・豚水泡病検査指令（1992）
 - ・ブルータング病検査・根絶のための特別措置を定める指令（2000）
- <動物福祉関係（2007年から適用）>
- ・子牛保護の最低基準を定める指令（1991）
 - ・豚保護指令（1991）
 - ・農業目的の動物保護に関する指令（1998）

(2) 各国規定

また、GAPとして各國で規定できるものとしては、以下の事柄があげられている。

土壤浸食防止、 土壤有機質維持、
土壤構造維持、 景観要素・生物生息域の

保護

各国は05年から07年1月1日までに規定を設けることとされており、05年1月から規定が適用可能となっているものの、各国とも国内事情によって規定策定が遅れている（注11）
る国が多い。

（注11）05年1月から適用されているドイツのGAPの内容は次のとおりとなっている。

1 土壤浸食防止

畠地の休耕

12月1日から翌2月15日までの間、畠地の少なくとも40%は植物が被覆している状態にする。もしくは、樹園地の植物残滓を鋤き起こしてはならない。

段々畑の撤去禁止

2 土壤中の有機質の保全および土壤構造の保護 輪作の義務化

少なくとも3つの作物を含む作付体系を維持する。一つの経営で3つ以上の作物が作付けされている場合、各作物は少なくとも6年ごとに畠地の腐植土成分を化学的に認証された方法によって測定する。

有機質バランスシート

畠地について有機質の投入、排出を記録したバランスシートをつけて、毎年12月31日までに報告する。または、少なくとも6年ごとに畠地の腐植土成分を科学的に認証された方法によって測定する。有機質バランスシートの結果、年間ha当たりの腐植土中の炭素量の3年間の平均が境界値（マイナス75kg）を下回る場合、または有機質成分調査の結果（成分が13%未満の土壤ではその1%，13%を上回る土壤ではその1.5%で測定）が上記の境界値を下回る場合、その農業者には有機質バランスを改良するチャンスが示されるような助言の措置をとり、助言の翌々年に境界値を達成することが要求される。

3 農業生産を中止した土地の維持

畠地

義務的休耕または任意に生産を中止した畠地は緑化する。草の伸長分は刈り取って粉碎し、畠地全体に散布する（マルチ、切り藁）。任意に生産を中止した場合は、刈り取り、その他刈り取り分を除去するという方法でもよい。

永久草地

最低1年に1回は草の伸長分を刈り取り、畠地全体に散布する。あるいは最低2年に1回は刈り取りし、刈り取り分を除去すること。

畠地、永久草地ともに野生動物の孵卵期、成長期である4月1日～7月15日にはマルチ、刈り取り、切り藁をしないこと。

4 景観要素の保全

景観要素は生態学的に価値の高い生息空間を提供し、また、様相を豊かにするがゆえに、撤去されなければならない。

生垣

列状の構造物であり、大部分が樹木の繁みで覆われ、長さが20m以上である。

樹木の列

農業用（果樹を含む）でない樹木が列状に植えられている。5本以上の樹木から構成され、長さが50m以上ある。

畠地の雑木

大部分が雑木によって覆われた土地であり、その土地は農業用には用いられていない。広さは100～2,000m²ある。植林助成金の対象となっている土地は除く。

湿地帯

大きさは2,000m²以下。連邦自然保護法第30条第1項、第2項の意味での州の法的規定により保護され、ビオトープカード記録で把握されているビオトープである。

単独の樹木

連邦自然保護法第28条の意味での州の法的規定により天然記念物として保護されている樹木。

5 草地の維持

各州は毎年、各農業者による直接支払いの申請に際し農用地総面積に占める永久草地の割合を計算し、基礎値（03年の永久草地割合）と比べる。この割合によって遵守事項が以下のように異なる。

現在の永久草地割合が基礎値に比して%未満減少した場合、何の義務もない。

5%以上減少した場合、その州は、草地の鋤返しに際し事前の許可を必要とするという法律を交付する。

8%より多く減少した場合、鋤返しをしていない永久草地を経営している直接受給者は、そこに再び播種するか、他の土地をあらたに永久草地とするか（永久草地化）を義務づけられる。10%より多く減少した場合は、再播種または永久草地化をしなければならない。

05年の時点すでに減少率が8%もしくは10%を上回っている場合は、03年から05年の間に鋤返されたすべての農地において再播種またはあらたな永久草地化を行う。

06年以降に上回る場合は、それ以前の24か月の間に鋤返した農業者は、その24か月間に鋤返した永久牧草地での再播種もしくは他の農地の永久草地化を行う。

5 環境支払い

(1) 環境支払い

環境支払いは政府と最低5年間の農業環境に関する取決めを取り交わした農家で、次の5つの分野の活動が対象とされている。

環境・景観・自然資源・土壤・遺伝的多様性の保護や向上と両立するような農地の利用方法

環境に好ましい粗放的な農法及び集約度の低い牧草経営システム

高度な自然的価値をもちながら、その存在が脅かされている農業環境の保全

農地の景観および歴史的特徴の維持
環境保全的農法（環境計画）の利用

(2) 有機農業

有機農業についてのEU基準が、91年に域内での有機食品の取扱いの統一をはかるため制定された「農産物の有機的生産並びに農産物及び食品の表示規則」(EU共通規則2092/91)である。ここでは、コンポストや天敵等を活用して土壤の肥沃さを維持していくこと、土壤中の微生物等の活動を維持していくこと、農薬・化学肥料は原則として使用しないこと、種子や苗も有機生産されたものであること、慣行栽培の圃場とは明確に区分されていること、こうした農法を最低2~3年間は続けなければならぬこと、等の有機農業生産関連事項に加え、検査や表示に関する事項が謳われてい

る。

また、畜産については、99年に補足規定としての規則1804/99が定められ発効している。

これら規則と併行して各国で有機農業法^(注12)等の法律を制定しているところが多い。また、基準も独自にEU基準よりも厳しい基準^(注13)を採用している国もある。

(注12) ドイツでは有機農業法を03年に発効させているが、有機農産物・食品の検査と検査機関に対する規制を強化する内容となっている。

(注13) 例えば、EU基準では成分の70%以上であれば有機農産物・食品としての表示が可能であるが、ドイツのAGÖL基準では95%以上とされている。また、有機農業と慣行農業による複合経営の場合、EU基準では有機農業経営と認められるが、ドイツでは認められない。

6 直接支払いと農家経営

03年のCAP改革にともなうクロスコンプライアンス、環境支払いは規定等の整備ができたところから05年より開始されることになっており、あらたな制度体系の中での実績はこれからとなる。したがってあらたな制度等については助成の内容の確認にとどめ、実績についてはそれ以前のものとなる。

(1) 直接支払い

a 単一支払い

農業環境政策という視点からはクロスコンプライアンスの条件とされるGAPに着目することで十分ではあるが、参考までにその概要を見てみる。

前提として、05年3%，06年4%，07年

以降5%削減して農村開発にシフトするモジュレーションが行われることになっている。

穀物、牛肉、牛乳（08年から）等を対象に支払われる。

支払いはデカップリングが完全適用される場合の水準と部分的に適用される場合の支払い上限とに分かれており、加盟国は04年8月1日までに全国または地域レベルにおいて部分的適用を実施するかどうかを決めている（第4表）。

なお、農業者の個人的事由によりクロスコンプライアンスの要件が守られない場合には、直接支払いは減額または不払いとされる。具体的には不注意によって守られない場合には5%以内（繰り返された場合には15%以内）の削減、故意によって守られ

ない場合には20%以上の削減または完全な不払いとされる。

b 環境支払い

環境支払いの単価は、低減した所得額、取決めに起因する追加的経費、インセンティブを与える必要性、を基礎に次のような算式により毎年支払われる。

- + 収量（所得）損失を補うための追加費用
- 費用の節減分（農薬・化学肥料削減による）
- + インセンティブ（所得損失分の20%未満）

合計 環境支払い

具体的には、過去の支払実績を基準に、品目統合された支払単価によって計算される。すなわち支払単価に適格農地面積をかけて農家への支払額は算出される。適格農地は対象農地面積のうち環境・土壤保全等の要件を満たす面積となる。適格農地には

休耕農地を含めることもできるが、野菜、果樹等の作付けは不可とされている。

単位面積当たりの支給上限額が設定されており、上限額は次のとおり。

単年生作物 600ユーロ / ha

特別の永年生作物 900ユーロ / ha

その他450ユーロ / ha

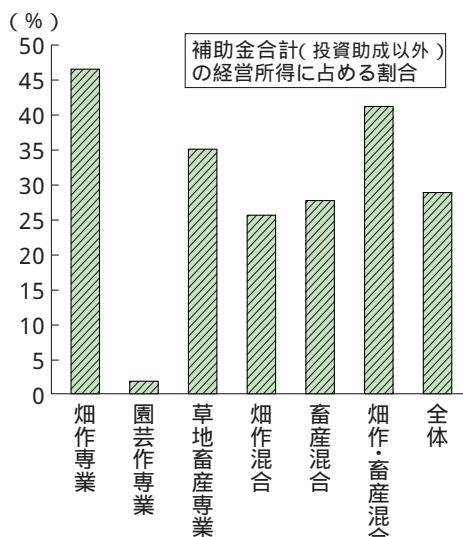
なお、環境支払いに含まれる有機農業助成も国によって異なっており、フランスの場合には、あくまで転換期間に限って助成対象としている。また、給付総額に応じて単位当たり助成金が漸減するよう措置されている。

第4表 単一支払制度における部分的デカップリングの態様

	完全適用(全体的デカップリング)の場合の支払水準	部分的適用(部分的デカップリング)の場合の生産リンク支払いの上限
穀物	63ユーロ/t	耕種支払いの25%，又は硬質小麦支払いの40%
硬質小麦	285ユーロ/ha(伝統的地域)	上記のほか、40ユーロ/tの品質助成
蛋白作物	63ユーロ/t	耕種支払いの25%のほか、55.57ユーロ/haの補足支払い
油糧種子	63ユーロ/t	耕種支払いの25%
牛肉	頭当たり 雄牛：150-210ユーロ 肉用繁殖母牛：200ユーロ 屠殺助成：80ユーロ(成牛) 50ユーロ(子牛) 粗放化助成(40-80ユーロ)	肉用繁殖母牛100% + 屠殺助成40%，又は屠殺助成100%，又は雄牛75%のいずれか、及び子牛屠殺助成100%
牛乳	35.5ユーロ/t	部分適用なし
羊・山羊	肉用母羊：21ユーロ 乳用母羊・母山羊：16.8ユーロ 補足支払い：7ユーロ	羊・山羊支払いの50%

出典 是永東彦「2003年CAP改革」
資料 EU理事会規則1782/2003

第4図 経営所得に占める直接支払いの割合
(2002年, EU15か国)



出典 市田知子氏報告資料(第1図に同じ)
資料 FADN Public Database 2002.

(2) 農家経営

EU15か国合計での、経営所得に占める直接支払いの割合は第4図のとおりである。全体では直接支払いが所得の30%弱を占めており、直接支払いによってからうじて経営が成り立っているというのが実態である。

作物別では畑作での割合が高く、相対的に畜産での割合が低くなっているが、基本的に園芸は直接支払いの対象から除外されている。

7 EUにおける農業環境政策 発展の特徴とその理由・背景

(1) 農業環境政策の特徴

以上、EU農業環境政策についてみてきたが、その特徴の第一はCAP予算がEU予算の半分弱ものウェイトを占めていること

に象徴されるように国民の農業に対する理解がその前提として広く存在するとともに、その一部であるとはいえ環境支払いが設けられているところにある。

第二に、CAPにより義務化された適正農業規範が最低要件とされているが、加えて環境支払いが措置されることによってよりレベルの高い環境への取組みを誘導しており、さらにはリスクが高いほど補填が多くなるように設計され、有機農業への取組みも比較的容易なように措置されていることである。

第三に、EU共通の基準を明確にしているとともに、各國、各地域の実情に応じて規定を制定することができるよう設計されていることである。

第四に、CAP改革の変遷から理解されるように、CAPそのものがWTO体制の中でのEU農業の生き残り戦略として構築・改革されてきていることである。すなわち緑の政策がデカップリングを原則とすることから、デカップリングの徹底をはかるとともに、価格政策から農業環境政策を含む農村開発政策にウェイトをシフトさせてきているなど、農業環境政策も含めて実に戦略的に位置づけられているのである。逆に言えば農業環境政策が実質的に農産物輸入の輸入障壁化していると見ることもでき、ここにEUの先見性としたたかさとをみることができるるのである。

(2) 農業環境政策発展の理由・背景

こうした特徴をもつ農業環境政策がEU

で発展してきた理由・背景としては、歴史的、社会的、地理的等さまざまの角度から指摘することが可能であろう。

国民の環境に対する意識がきわめて強く、農業が環境にやさしい面と負荷を与える面との二面性を有していることについての理解が浸透している。

食料品の安全性についての関心が高く、特にBSE、口蹄疫、O-157等の問題が発生して以来、関心は急速に高まっている。

EU、国の政策の中で、環境なり農業の位置づけが明確化されている。これを推進していくための助成制度が確立している。

流通体制が整備されるとともに、研究・指導体制等も確立している。

気候風土が冷涼・乾燥しており、病害虫が発生しにくい。

8 新基本計画等と農業環境政策

こうしたEUの農業環境政策がわが国に示唆するところは多いが、ここでわが国の農業環境政策の現状と方向性について確認しておきたい。

(1) 環境保全型農業への取組現状

環境保全型農業は、92年の「新しい食料・農業・農村政策」、いわゆる新政策の中で打ち出された概念で、「農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに配慮しつつ、土づくり等を通じて化学肥

第5表 土づくり、化学肥料・農薬の使用低減への取組状況

(単位 千戸、千ha、千件)	
「土づくり」「化学肥料の低減」	取組農家数 502 (21.5%)
「農薬の低減」のいずれかへの取組み	取組面積 711 (16.1%)
エコファーマー認定数	38 (1.7%)

資料 農林水産省「農業センサス」(平成12年)、「環境保全型農業による農産物の生産・出荷状況調査」、「平成15年農業構造動態調査」(15年1月)、エコファーマー認定数は農林水産省調べ
(注)1 ()内は、販売農家数、13年農作物作付け延べ面積に占める割合(%)
2 導入計画認定数は15年11月末現在。

料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業」とされている。環境保全型農業は有機農業、特別栽培を含む広い意味での減農薬・減化学肥料栽培を指すものであり、92年以降推進されてきた。

取組みの現状は、「土づくり」「化学肥料の低減」「農薬の低減」のいずれかへに取り組んでいる農家は全体の21.5%、取組面積では16.1%にすぎない(第5表)。

有機農業についてはごく一部の取組みにとどまっており、野菜の有機格付数量(農林水産省調べ)はわずか0.16%(02年度)となっている。

(2) 農業環境政策の現状

農業環境政策に関する法体系の現状をみると、基本法で自然循環機能の維持増進が強調されており、別途、持続農業法によって、農業改良資金の償還期限の延長、取得農業機械についての税優遇措置が講じられている。また、有機農業については有機食品の規格・表示の問題としてJAS法に基づいて規定されており、特別栽培はガイドラ

インによって位置づけられている。

このように環境保全型農業、有機農業、特別栽培についての法的位置づけはバラバラで支援もきわめて乏しいのが現状である。

(3) 基本計画での農業環境政策の方向性

今回基本計画では、「わが国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進」するとして、環境規範の実践と先進的取組みへの支援をはかることとしている。具体的には環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、これを農業者への各種支援策を実行するための条件としてクロスコンプライアンスすることとしている。

あわせて農地・農業用水等の農業生産基盤の中に、農業環境・資源保全政策として、農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施が謳われており、近年基盤整備事業は環境・資源保全的要素を重視する傾向を強めているが、これをより強調した内容となっている。「環境保全が特に必要な地域」を対象に、さらにレベルの高い先進的な取組みについて支援していくことにしている。

9 わが国の農業環境政策 への提言

最後に以上を踏まえて、EUの農業環境政策と比較しながらわが国の農業環境政策のあり方について考えてみたい。

基本計画の見直しにともない、不十分な

がらも広く環境と調和のとれた農業生産活動を促進していくため、クロスコンプライアンスを導入したことは評価されよう。しかしながら「環境保全が特に必要な地域」を対象に、さらにレベルの高い先進的な取組みに対し支援していくことにしているものの、あくまで特定地域をモデルとするにすぎず、早期での面的な広がりを期待することは難しい。要は農業環境政策の必要性を打ち出したにすぎず、今後本格的に腰の入った取組みが求められるのである。そのための主な取組みとして次に5つの項目を掲げておきたい。

第一に、EUは環境を重視して農業環境政策を進行させてきたのに対して、わが国は安全性の確保に重きが置かれてきた。今後、持続性がより重視され、多面的機能の発揮が求められる中では、安全性と環境への配慮を一体的にとらえて、資源保全を含めた総合的な農業環境政策を展開していくことが必要である。このためには農業環境政策の体系やそこを貫いている哲学を明確にし、国民の理解を獲得していくことが出発点となろう。

第二に、基本計画では農地集積による経営規模拡大、構造調整が前提されているが、規模拡大と農業環境・資源保全政策の両立は言うべくして容易ではなく、また、個別バラバラの取組みでは効果が乏しい。EUはGAPを上回るレベルへの取組みを誘導するため環境支払いを措置するだけでなく、そもそも農業環境政策を含む農村地域開発という枠組みでの支援を強化してき

た。技術研究・開発及びその普及への注力が求められるとともに、地域単位での取組みが必要であり、こうした実態に対応した支援を行っていくことが重要である。

第三に、消費者の安全・安心ニーズに対応していくと同時に、今後さらなる農産物の自由化が懸念される中、農業環境政策はより高いレベルを目指していくことが必要である。より高いレベルの取組みを誘導していくためにはGAPによるクロスコンプライアンスを導入していくことに加えて、環境支払いの導入が求められる。

第四に、EUの農業環境政策はEU共通の規定と各国が定める規定による二階建てになっている。わが国と比較すれば地形の変化は少なく地域性も乏しい。それでも自然・風土と一体となって展開を要する農業環境政策については地域性を十分に反映した規定、基準が不可欠であることを物語っている。まして多様性、地域性に富むわが国の場合にはGAPにしても環境支払いにしても、これらの規定等は地域性をしっかりと踏まえたものであることが前提となり、地域ごとに規定等が異なって当然との認識に立つべきである。

第五に、わが国で農業環境政策を強化していく必要性についてあらためて基本計画

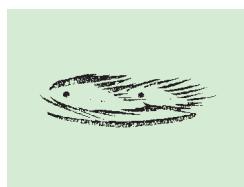
で明確にされたわけであるが、これを実行していくためには国が不退転の決意を具体的に示す必要がある。そのためには現状バラバラのままの農業環境政策の体系化、例えば基本法的法律の設置が必要である。そしてその裏づけとして一定程度の予算を確保し、これらを支援・推進していくことが不可欠である。

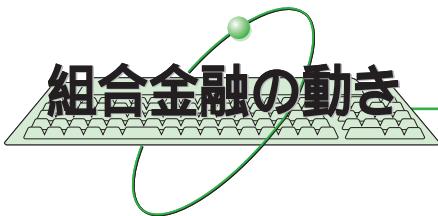
そして第六として、生産者と消費者との交流による生産現場について理解を獲得していくことが重要であり、特に高温多湿のわが国で環境負荷軽減のための取組みは生産者の多大の苦労なくしては実現困難であることについての理解を求めていくことが必要である。

<参考資料>

- ・市田知子（2005）「ドイツにおける農業環境政策、有機農業支援の現状」有機農業学会研究会資料
- ・石井圭一（2005）「フランスの農業環境政策と有機農業振興」有機農業学会研究会資料
- ・鳶谷栄一（2004）『日本農業のグランドデザイン』農山漁村文化協会
- ・鳶谷栄一（2003）『海外における有機農業の取組動向と実情』筑波書房
- ・是永東彦（2004）『2003年CAP改革』農林水産省・欧州・アフリカ地域食料農業情報調査分析検討事業報告書
- ・（財）食料・農業政策研究センター（2005）『平成16年度欧州における農業環境政策に関する調査分析委託事業報告書』

（特別理事 鳶谷栄一・つたやえいいち）





組合金融の動き

利息の一部を寄附する預金商品について

はじめに

本誌2004年6月号において、預金者が利息の一部を寄附することによって、社会的な目的を持つプロジェクトへの貸付金利引下げを行うヨーロッパの銀行を紹介した。日本には、まだこうした仕組みをとる銀行はないが、預金者が利息の一部をNGO等に寄附する商品が存在するので、その現状と課題をとりあげたい。

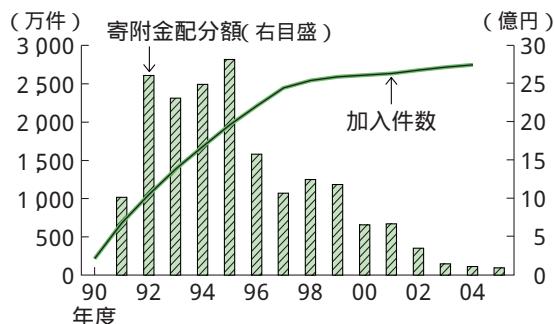
1 郵貯の国際ボランティア貯金

預貯金の利息を寄附にまわす代表的な事例としては、91年1月に導入された郵貯の国際ボランティア貯金がある。当初、寄附の割合は通常貯金の税引後受取利子の20%であったが、現在は20%から100%までの10%単位で貯金者が選択できる。全国の郵便局から利用可能で、既に持っている通常貯金からの切り替えもできる。

1年間分の寄附金は、その翌年に公募で選ばれたNGOの海外での活動資金として配分される。05年度は、応募した73団体から選ばれた53団体の事業に寄附金を配分する。これらの団体は、アジアを中心とする世界22か国で、医療・衛生、教育、職業訓練・技術指導、農業指導等農村開発、環境保全等の活動を行う。導入以来、延べ2,966の事業に183億円の助成が行われた。

加入件数は、以前に比べると緩やかだが増加が続いている、04年度は約28万件増加した（第1図）。他方、寄附金の配分額は、95年度の28億円をピークに05年度は8,600万円まで減少した。これは、導入当初3.48%だった通常貯金の金利が、現在0.005%まで低下しているためである。導入時（金利3.48%，寄附割合20%）には、貯

第1図 国際ボランティア貯金の加入件数と寄附金の配分額



資料 郵貯「国際ボランティア貯金の実績」、プレスリリースより作成

金残高が10万円でも年間556円の寄附が可能であったが、現在の金利水準では、1,000万円の預入限度額の税引後利子100%を寄附しても400円にしかならない。

金利低下による寄附金の減少により、寄附金の配分を受ける団体数は、ピーク時（95年度）の235団体から年々減少し、05年度には53団体になった。

2 民間銀行の商品

民間銀行のなかにも、預金と寄附を結びつける例がみられる。一定期間（あるいは一定金額まで）のみ取り扱う場合や、預金残高の一定割合を寄附するもの、また、預金者ではなく銀行側が預金残高の一定割合と同額を寄附するもの等様々な商品があるが、ここでは国際ボランティア貯金と同様に、預金者自身が利息の一部を寄附する期間限定のない商品をとりあげる（第1表）。

労働金庫は、NPO法人への融資制度を設けるなどNPO支援に積極的であるが、中央労金、九州労金では、利息の一部をNPO等への助成資金として寄附する預金を扱っ

第1表 民間銀行の商品例

	商品名	支援先・内容	支援額
近畿労金	社会貢献預金 「みずすまし」、「まもるくん」	・(財)法人国際湖沼環境委員会 ・(財)大阪みどりのトラスト ・(財)地球環境センター	
	虹の家支援定期 「笑顔スピリット」	あしなが育英会に寄附し、阪神・淡路大震災で被災した遺児たちの心の傷をいやす場として建設された「虹の家」支援に活用	税引後の満期利息の10%を寄附。 近畿労金からも同額を寄附
中央労金	社会貢献定期預金 「ろうきんNPOサポートーズ」	魅力的で住みよい「まち」をつくり、多様な生きかたを認め合う「くらし」を実現する活動を行うNPO(公募団体から選定)	1年後の満期日に、税引後利息の30%が「ろうきんNPOサポートーズ基金」へ。寄附金は「中央ろうきん社会貢献基金」が拠出する資金とあわせて、NPOに対する助成財源に。
九州労金	ボランティア預金 「NPOパートナーズ」	福祉の向上や自然環境の保全・回復、地域文化の継承・発展に貢献する九州各地域の市民活動(公募団体から選定)	1年もの定期の満期利息(税引後)から顧客の指定する割合(2.3.4.5割)を寄附。九州労金の拠出金と合わせてNPOの事業活動を助成
中国銀行	AMDAボランティア定期預金	岡山を拠点に国連認定のNGOとして世界各地で医療救援活動を行うアジア医師連絡協議会(AMDA)	満期日に税引後利息の20%相当額(上限1万円)を寄附
東京三菱銀行	ボランティア普通預金	・公益信託経団連自然保護基金 ・(社)ユネスコ協会連盟 ・国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) ・(福)中央共同募金会	税引後の利息の50%を左記4団体のうち指定した団体に寄附。東京三菱銀行からも同額の寄附
UFJ銀行	ボランティア預金	・国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)	普通預金の税引後利息の20%相当額を寄附

資料 各行ホームページに掲載の資料より作成

ている。両労金では、それぞれNPO等を助成する基金を創設し、自ら資金を拠出しているが、預金者からの寄附金もこれらの基金の財源となる。助成は、両労金が毎年公募し選定した団体に対して行われる。

近畿労金の場合は、NPOではないが、大阪みどりのトラスト等の3団体から預金者が指定した団体に満期利息の10%を寄附する社会貢献預金と阪神・淡路大震災の遺児を支援する定期預金を設けている。近畿労金も、預金者の寄附と同額をこれらの団体に寄附するという仕組みをとっている。

岡山県を基盤とする中国銀行には、世界各地で医療救援活動を行う地元のNGOを支援する定期預金がある。また、東京三菱銀行やUFJ銀行では、普通預金の利息を国連難民高等弁務官事務所等に寄附する商品を設けている。

おわりに

国際ボランティア貯金導入時の議論等を参考にすると、こうした寄附組入商品については、どの団体に寄附金を助成するのか、助成団体の資金活用法をいかに監視するか、助成状況等の預金者への情報公開、等が課題となる。地域金融機関は地元の団体を、都銀では一般的に認知度の高い団体を支援する傾向がみられ、最近では、助成団体の活動状況の公開にホームページを活用することが多いようである。

また、先述のとおり金利水準が低下すると、寄附額が大きく減るという問題もある。しかし、国際ボランティア貯金の加入件数は、通常貯金口座数の約23%に相当するほど浸透してきている。今後金利が上昇することがあれば、多額の寄附が集まる可能性もある。

(副主任研究員 重頭ユカリ・しげとうゆかり)

統 計 資 料

目 次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(49)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(49)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(49)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(50)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(50)
6. 農業協同組合 主要勘定	(50)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(52)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(52)
9. 金融機関別預貯金残高	(53)
10. 金融機関別貸出金残高	(54)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03(3243)7351

F A X 03(3270)2658

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不適合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「」 皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「」 負数または減少
「*」訂正数字

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預 金	発行債券	その 他	現 預 け 金	有価証券	貸 出 金	その 他	貸借共通 合 計
2000. 7	34,393,774	6,742,441	8,725,569	1,243,789	17,778,513	21,668,597	9,170,885	49,861,784
2001. 7	37,468,768	6,399,549	11,439,949	2,345,753	21,127,713	25,274,199	6,560,601	55,308,266
2002. 7	37,842,963	5,837,017	7,864,108	1,153,429	22,316,505	21,494,685	6,579,469	51,544,088
2003. 7	38,863,714	5,499,771	14,246,199	1,326,827	32,657,612	18,285,419	6,339,826	58,609,684
2004. 7	38,241,997	5,068,132	14,485,948	1,915,067	34,138,283	15,475,626	6,267,101	57,796,077
2005. 2	39,566,462	4,765,715	14,757,481	1,186,646	35,757,008	15,377,847	6,768,157	59,089,658
3	39,600,643	4,704,414	16,291,656	1,469,342	37,382,703	15,436,450	6,308,218	60,596,713
4	40,175,513	4,702,709	14,541,851	1,536,868	36,000,683	14,911,732	6,970,790	59,420,073
5	40,259,575	4,681,833	14,380,014	1,477,822	36,459,804	14,849,428	6,534,368	59,321,422
6	40,567,680	4,660,352	14,361,127	2,266,023	36,444,591	13,855,746	7,022,799	59,589,159
7	40,524,868	4,661,345	14,662,264	1,378,535	37,041,927	13,941,676	7,486,339	59,848,477

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2005年7月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	33,268,657	15,542	1,155,737	43	93,793	-	34,533,772
水 産 団 体	1,131,660	-	82,535	36	11,961	-	1,226,191
森 林 団 体	1,778	52	4,403	13	136	-	6,382
そ の 他 会 員	2,105	-	2,780	-	0	-	4,885
会 員 計	34,404,200	15,594	1,245,455	92	105,890	-	35,771,231
会 員 以 外 の 者 計	804,787	47,238	374,724	99,278	3,408,535	19,077	4,753,638
合 計	35,208,988	62,832	1,620,178	99,369	3,514,425	19,077	40,524,868

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。

2 上記表は、国内店分。

3 海外支店分は、別段預金(会員以外の者) 749,343百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2005年7月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 統 団 体 等	農 業 団 体	77,214	8,775	174,248	2 260,238
	開 拓 団 体	395	48	-	443
	水 産 団 体	55,011	14,416	43,718	72 113,216
	森 林 団 体	5,698	8,668	2,313	54 16,733
	そ の 他 会 員	88	329	60	- 477
	会 員 小 計	138,405	32,236	220,339	128 391,108
	その他系統団体等小計	257,980	38,091	121,452	80 417,603
計		396,385	70,327	341,791	208 808,711
関 連 产 業	2,185,647	88,165	1,951,254	25,863	4,250,930
そ の 他	8,664,480	15,378	201,916	262	8,882,035
合 計	11,246,512	173,870	2,494,961	26,333	13,941,676

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2005. 2	5,243,795	34,322,667	39,566,462	145,450	4,765,715
3	5,340,035	34,260,608	39,600,643	110,250	4,704,414
4	5,624,528	34,550,985	40,175,513	259,670	4,702,709
5	5,589,094	34,670,481	40,259,575	146,170	4,681,833
6	5,597,940	34,969,740	40,567,680	269,600	4,660,352
7	5,301,655	35,223,213	40,524,868	76,610	4,661,345
2004. 7	5,829,439	32,412,558	38,241,997	165,130	5,068,132

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手形貸付
			計	うち国債			
2005. 2	151,443	1,035,202	35,757,008	12,613,858	26,616	-	203,868
3	80,233	1,389,108	37,382,703	12,871,094	21,916	-	195,203
4	101,081	1,435,785	36,000,683	11,648,096	20,657	-	188,717
5	116,674	1,361,147	36,459,804	11,648,096	19,613	-	182,400
6	102,074	2,163,947	36,444,591	11,250,327	19,154	-	176,380
7	104,781	1,273,753	37,041,927	11,260,311	14,557	-	173,870
2004. 7	110,325	1,804,741	34,138,283	13,437,600	17,540	-	234,160

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。

3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 方			
	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金
	計	うち定期性		
2005. 2	49,305,134	47,791,733	313,908	68,166
3	48,391,067	47,055,120	247,151	70,463
4	49,037,704	47,621,806	373,251	76,466
5	48,997,909	47,715,390	326,903	76,466
6	49,859,648	48,289,267	387,773	76,464
7	49,912,150	48,387,881	419,663	76,464
2004. 7	49,991,506	48,374,316	216,231	74,694
				1,076,860

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 方			
	貯 金	借 入 金	うち信用借入金	
当 座 性	定 期 性	計	計	
2005. 1	22,704,648	55,152,921	77,857,569	583,587
2	23,121,934	54,973,786	78,095,720	585,064
3	23,187,991	54,480,561	77,668,552	581,317
4	23,620,007	54,450,335	78,070,342	594,185
5	23,339,998	54,536,803	77,876,801	614,414
6	23,813,410	55,014,117	78,827,527	589,503
2004. 6	22,431,119	54,812,209	77,243,328	607,835
				438,706

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。

3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受託金	資本金	その他の	貸方合計
329,872	2,356,738	1,224,999	10,700,422	59,089,658
460,247	1,609,292	1,224,999	12,886,868	60,596,713
151,496	2,387,765	1,224,999	10,517,921	59,420,073
151,836	2,437,615	1,224,999	10,419,394	59,321,422
125,981	3,026,934	1,224,999	9,713,613	59,589,159
576,011	2,882,061	1,224,999	9,902,583	59,848,477
248,355	3,091,719	1,224,999	9,755,745	57,796,077

貸出金				コール	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
12,415,688	2,728,046	30,243	15,377,847	860,713	5,880,829	59,089,658
12,804,718	2,405,688	30,839	15,436,450	381,112	5,905,191	60,596,713
12,320,423	2,371,363	31,228	14,911,732	1,095,533	5,854,602	59,420,073
12,241,005	2,399,680	26,342	14,849,428	833,804	5,680,952	59,321,422
11,246,758	2,406,486	26,121	13,855,746	872,740	6,130,907	59,589,159
11,246,512	2,494,960	26,332	13,941,676	1,023,873	6,447,910	59,848,477
12,371,259	2,835,057	35,149	15,475,626	396,974	5,852,588	57,796,077

合連合会主要勘定

(単位 百万円)

現金	借方					
	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金
	計	うち系統				計
52,338	29,319,398	29,198,668	0	324,358	15,844,385	5,879,499
68,615	28,359,320	28,239,582	7,000	284,625	16,056,362	5,859,457
63,401	29,390,807	29,268,368	0	336,209	15,449,464	5,751,320
62,880	29,384,571	29,254,459	0	337,208	15,421,281	5,804,004
53,573	30,132,887	30,016,420	0	337,687	15,565,071	5,796,910
49,381	29,971,680	29,858,392	0	327,574	15,807,373	5,895,846
48,256	29,833,494	29,683,662	0	343,450	15,763,122	5,776,825
						892,057

合主要勘定

(単位 百万円)

現金	借方						報組合数	
	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金		
404,344	53,601,826	53,390,732	4,118,372	1,549,452	21,213,418	326,512	904	
381,126	53,875,379	53,666,422	4,226,186	1,620,846	21,230,448	321,184	902	
380,512	53,472,099	53,261,613	4,217,316	1,616,092	21,298,679	321,018	895	
404,377	54,142,995	53,935,711	4,025,970	1,459,960	21,215,214	324,650	884	
406,363	53,934,011	53,719,019	3,983,168	1,437,452	21,251,546	324,465	884	
393,882	54,924,498	54,718,194	3,953,026	1,403,909	21,218,862	323,891	883	
388,431	52,597,371	52,368,338	4,482,645	1,833,477	21,419,078	343,708	911	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				有価証券	貸出金		
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金						
	計	うち定期性				計	うち系統					
2005. 4	2,176,334	1,543,485	41,043	65,258	13,937	1,340,095	1,302,380	149,603	748,635			
5	2,165,786	1,546,588	40,319	65,260	15,321	1,328,701	1,289,956	148,071	748,641			
6	2,175,748	1,552,504	38,306	65,506	14,866	1,339,489	1,300,177	147,104	749,123			
7	2,163,932	1,550,336	38,324	65,596	15,281	1,325,111	1,287,811	147,950	749,677			
2004. 7	2,191,500	1,636,178	50,536	64,346	14,898	1,324,238	1,283,829	163,278	761,572			

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				報告組合数			
	貯 金		借 入 金		払込済出資金	現 金	預 け 金					
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統				
2005. 2	985,396	607,645	244,047	177,179	125,212	6,674	913,419	892,172	11,355	304,460	9,290	351
3	1,006,101	589,732	239,316	177,809	127,257	7,729	931,952	909,511	11,188	303,718	9,171	345
4	967,254	579,244	253,132	188,564	128,131	7,163	910,555	882,977	10,210	299,798	10,003	329
5	960,986	574,369	255,491	190,222	127,709	7,850	904,534	877,230	9,980	301,242	10,053	328
2004. 5	1,049,043	657,164	288,998	216,568	134,253	8,168	956,487	928,220	13,685	360,979	12,356	387

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
	2002. 3	735,374	503,220	2,308,919	1,813,848	559,895	1,028,196	153,541	2,393,418
	2003. 3	744,203	501,817	2,377,699	1,813,487	561,426	1,035,534	148,362	2,332,465
	2004. 3	759,765	491,563	2,456,008	1,825,541	552,400	1,055,174	152,526	2,273,820
残高	2004. 7	771,625	499,915	2,420,989	1,832,415	555,916	1,069,662	154,249	* 2,247,746
	8	773,109	501,503	2,413,968	1,827,581	553,760	1,071,056	154,457	* 2,241,827
	9	769,857	500,298	2,422,226	1,818,903	556,988	1,070,466	155,056	* 2,216,348
	10	774,912	486,599	2,426,064	1,840,313	530,224	1,072,481	155,101	* 2,214,397
	11	774,667	487,233	2,466,062	1,848,023	530,953	1,070,447	154,474	* 2,193,668
	12	783,907	494,803	2,410,195	1,868,042	540,635	1,085,557	156,737	* 2,193,705
	2005. 1	778,576	491,562	2,416,332	1,842,403	532,775	1,073,341	155,504	* 2,179,251
高	2	780,957	493,051	2,421,313	1,851,089	534,812	1,078,486	155,950	* 2,174,407
	3	776,686	483,911	2,470,227	1,878,876	539,624	1,074,325	156,095	* 2,141,490
	4	780,703	490,377	2,470,674	1,880,588	540,275	1,085,423	157,121	* 2,135,640
	5	778,768	489,979	2,493,531	1,871,665	535,777	1,079,152	156,417	* 2,110,906
	6	788,275	498,596	2,436,783	1,889,928	542,190	1,088,655	157,974	2,110,407
	7 P	787,709	499,122	2,451,494	1,874,942	540,380	1,087,221 P	158,143	2,095,013
前年	2002. 3	2.0	2.4	9.8	1.6	1.4	0.9	15.0	4.2
	2003. 3	1.2	0.3	3.0	0.0	0.3	0.7	3.4	2.5
	2004. 3	2.1	0.5	0.0	2.4	6.9	0.5	3.7	1.1
同年	2004. 7	2.2	1.1	2.1	0.5	0.9	1.8	2.3	2.9
	8	2.1	0.5	1.3	0.2	0.2	1.4	1.8	3.2
	9	2.4	0.2	1.5	0.1	0.7	1.6	2.2	3.6
	10	2.4	1.5	3.1	2.7	2.9	2.1	2.4	3.8
	11	2.3	0.3	3.4	1.7	3.4	1.4	1.9	4.2
	12	2.2	0.4	1.8	2.4	3.3	1.6	2.2	4.6
	2005. 1	2.3	0.1	1.6	2.4	3.1	1.6	2.1	5.0
月比増減率	2	2.3	0.4	1.3	2.3	3.1	1.6	2.0	5.3
	3	2.2	1.6	0.6	2.9	2.3	1.8	2.3	5.8
	4	2.3	0.3	1.1	2.8	2.4	2.1	2.6	6.0
	5	2.1	0.5	1.0	2.1	3.0	1.7	2.3	6.5
	6	2.1	0.3	0.9	2.2	2.7	1.7	2.5	6.7
	7 P	2.1	0.2	1.3	2.3	2.8	1.6 P	2.5	6.8

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、郵便局は郵政公社、その他は日銀資料(ホームページ等)による。なお、信用組合の速報値(P)は全信組中央協会調べ。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	2002. 3	212,565	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	7,006
	2003. 3	210,091	47,118	2,042,331	1,352,121	429,093	626,349	91,512	6,376
	2004. 3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755
	2004. 7	209,280	48,847	1,887,141	1,330,885	414,914	619,713	90,910 P	5,370
	8	209,593	48,370	1,890,979	1,319,535	411,889	616,347	90,721 P	5,353
	9	209,399	49,829	1,885,552	1,329,179	414,523	622,105	91,404 P	5,481
	10	208,919	49,776	1,854,520	1,348,775	395,931	621,686	91,469 P	5,352
	11	208,446	49,433	1,849,899	1,346,898	395,796	619,837	91,532 P	5,519
	12	207,570	49,713	1,851,263	1,372,238	403,283	629,296	92,358 P	4,808
	2005. 1	207,025	49,601	1,830,140	1,360,942	397,480	620,383	91,546 P	4,844
前年同月比増減率	2	207,241	49,620	1,837,058	1,363,706	397,107	619,366	91,519 P	4,792
	3	207,804	49,097	1,836,301	1,370,521	401,935	620,948	91,836 P	4,823
	4	206,927	47,950	1,811,947	1,361,995	398,773	618,219	91,306 P	4,645
	5	207,227	48,369	1,791,999	1,352,057	396,148	613,898	90,893 P	4,798
	6	206,889	48,259	1,795,944	1,352,762	398,357	615,243	91,048 P	4,476
	7 P	207,460	49,166	1,814,026	1,361,638	402,174	619,498 P	91,693 P	4,356
前年	2002. 3	1.3	0.7	4.9	0.2	4.6	3.4	10.9	14.5
	2003. 3	1.3	2.9	1.5	0.5	3.5	2.1	23.2	9.0
	2004. 3	0.9	6.8	1.1	0.1	7.1	3.6	4.8	3.0
同月比増減率	2004. 7	0.2	2.9	3.0	0.3	0.1	0.2	0.1 P	9.1
	8	0.1	1.8	3.3	1.5	0.9	1.2	0.4 P	8.2
	9	0.1	1.1	3.9	1.2	0.4	0.5	0.1 P	9.9
	10	0.4	0.6	3.9	1.0	4.5	0.3	0.1 P	11.2
	11	0.7	0.3	5.3	0.5	5.2	1.1	0.3 P	10.9
	12	0.5	1.2	5.6	1.5	4.8	0.6	0.0 P	13.2
	2005. 1	0.5	0.8	5.7	1.1	5.4	1.2	0.4 P	13.1
増減率	2	0.5	0.1	4.3	1.2	5.4	1.1	0.4 P	13.1
	3	0.9	0.2	4.7	1.4	4.3	0.2	0.7 P	16.2
	4	1.1	0.4	3.6	1.9	3.8	0.2	0.7 P	18.4
	5	1.0	0.4	4.8	2.0	4.0	0.1	0.5 P	18.0
	6	1.0	0.1	4.4	2.2	3.5	0.0	0.7 P	18.6
	7 P	0.9	0.7	3.9	2.3	3.1	0.0 P	0.9 P	18.9

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、ホームページによる。

2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。